

令和8年6月5日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	渡 邊 賢 一	議員	10 番	伊 藤 正 彦	議員
11 番	古 沢 清 志	議員	12 番	太 田 芳 彦	議員
13 番	阿 部 清	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	後 藤 健 一 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋 藤 真 朗	市 長	猪 倉 秀 行	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	村 上 英 広	みらい協働課長
寺 西 里 衣	財 政 課 長	佐 藤 芳 朗	市民生活課長
柏 倉 勝 郎	防 災 危 機 管 理 課 長	渡 邊 健 一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
小 関 光 彦	商工推進課長	菊 地 正 博	福祉国保課長
志 鎌 重 美	子育て推進課長	東海林 茂 美	学校教育課長

○事務局職員出席者

高 橋 良 子	事 務 局 長	伊 藤 正 弘	局 長 補 佐
熊 谷 拓 哉	総 務 係 主 事	渡 邊 祐 平	総 務 係 主 事

議事日程第3号 第2回定例会
令和8年6月5日（金） 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

- 柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
この際、古沢清志議員より発言訂正の申出がありますので、これを許可します。古沢議員。
○古沢清志議員 先日の私の一般質問の通告番号6番（4）今後、利用を検討しているメニューについての質問中、「また、今回の補正予算も100兆円とお聞きしまして、非常に大きいお金

が動くのだなということをつくづく感じましたので」という発言を、「また、今回の補正予算も3兆円とお聞きしまして、非常に大きいお金が動くのだなということをつくづく感じましたので」に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 柏倉信一議長 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

- 柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。
通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和8年6月5日（金）

（第2回定例会）

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
11	聴覚に障がいのある人もない人も幸せを実感し、共に生きるまちづくりについて	（1）「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づく環境づくりのための現状と課題について ア 聴覚障がい者の状況 イ 手話教室など手話言語取得の支援 ウ 公共施設への手話通訳者の配置	9番 渡 邊 賢 一	市長 教育長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 2	さがえ未来コンソーシアムについて	及び大規模イベントへの派遣 エ 手話通訳士等人材確保 オ 災害時の情報提供と避難誘導 カ 広報誌紙等への掲載の配慮 キ 乳幼児期からの手話経験の機会 ク 児童生徒の学習機会 (2) 将来都市像「さくらんぼと幸せ実る 夢育むまち 寒河江」の着実な実現に向けた「手話言語条例」制定について ア 先進自治体の状況 イ 条例制定に向けたこれまでの検討結果 (1) 収支決算及び監査結果の公表について (2) 持続可能な運営に向けた財政面の支援について		教 育 長
1 3	農村RMOと地域カルテを活かした地域づくりの具体化について	(1) 農村型地域運営組織（農村RMO）の位置付けと支援の方向性について ア 農村RMO・地域運営組織と今後の位置付けについて イ 具体的な支援策について (2) 地域カルテの活用と見える化について ア 地域カルテの活用 イ 地域カルテと予算・事業との連動 (3) 協力隊・集落支援員・コミュニティ補助金の一体運用について ア 協力隊・集落支援員・コミュニティ補助金の一体的な活用 イ 人材育成と出口戦略	2 番 佐 藤 政 人	市 長
1 4	鳥獣被害防止と捕獲後処理体制の広域的な再構築につ	(1) 鳥獣被害の現状と計画の検証 ア 本市における鳥獣被害の現状と計画の検証について		市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
	いて	イ 現場の声の反映について (2) 捕獲後処理とクリーンセンター・広域連携 ア 捕獲後処理とクリーンセンター・広域連携について イ 財政負担と費用対効果について (3) 有効活用（ジビエ・皮革）と地域づくりとの接点 ア 捕獲鳥獣の有効活用について イ 地域づくりとの接点について		
1 5	公営競技場外車券売場への業態変更について	(1) 市の基本的な認識（姿勢）について ア 本事業は民間企業によるものであると認識しつつも、施設が市内に所在することから、市としてどのように認識しているか。 イ 本事業の地域への影響（治安、交通、青少年環境等）をどのように考えているか。 ウ 事業者が災害時の一時避難所としての場所提供を表明していることについて、市としてどのように受け止めているか。 (2) 住民説明・同意取得プロセスに対する市の見解について ア 現時点で、地域住民から本事業に対する不安や反対の声は市に寄せられているか。また、今後寄せられた場合、市は事業者にどのような対応を求める考えか。 イ 警察署の施設詰所設置について、市としてどのように評価し、住民へどのように説明する考えか。	4 番 児 玉 崇	市 長
1 6	源泉老朽化による湯量低下問題への	(1) 源泉の現状と見通しについて ア このたびの湯量低下における現		市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
	対応と今後の計画について	在の湧出状況 イ 市民浴場が臨時休業となった頻度と、臨時休業となった場合の営業再開までの日数はどの程度要したか。 (2) 掘削までの間の対応について ア 源泉の湯量変動に伴う市民浴場の臨時休業が発生しているが、市民への周知体制はどのように対応していくか。 イ 新寒河江温泉源泉や市民浴場の所管課の事務負担増への対応策 (3) 今後のスケジュールについて ア 新温泉掘削候補地調査の現時点での進捗状況 イ 源泉掘削に向けた今後の手続きの流れ（審議会・認可申請・議会議決・入札・工事等）と、それぞれに要する期間		
17	市民浴場の持続可能な運営体制について	(1) 指定管理者制度の見直しを踏まえた検証について (2) 今後の運営体制と収支改善策について ア 現在の管理者である市は、より正常な運営に向けて業務委託先とどのように連携していくか。 イ 現行の料金設定は適正か。持続可能性の観点から見直しの余地はないか。 ウ このまま赤字構造が続けば、市の財政を逼迫させる懸念があるが、市としてどのように認識しているか。 エ 中長期的な収支改善の具体的な方策は。		市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
18	教育問題	(1) 本市児童生徒の体力・運動能力の状況 (2) 本市における特別支援学級の整備状況	15番 荒 木 春 吉	教 育 長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

渡邊賢一議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号11番、12番について、
9番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 立憲民主党、渡邊賢一であります。
2日目のトップバッターで御質問させていただきます。

まず、さくらんぼが久しぶりにたわわに実る初夏を迎えました。豊作とはなりましたが、素直に喜べないということが、農家の皆さんからうれしい悲鳴という形で上げられています。先日の強風被害、あと急に豊作になったということで、人がなかなか採せない、人材不足、あとは資材の高騰、人件費の高騰などで、本当に大丈夫なのかという、見通せないという方々が多くいらっしゃると思います。ぜひそういったことも含めてですね、緊急対応していただければありがたいと思います。

さて、先日開催されました第50回“さがえ”さくらんぼマラソンには全国各地から4,456人がエントリーし、初夏の寒河江路を爽やかな風となって駆け抜けられました。50回を記念し、今年の箱根駅伝で青山学院大を3連覇に導いた黒田朝日選手、現在GMOインターネットグループの実業団所属ですけれども、同大の陸上競技部の原 晋監督と陸上競技部のメンバーがゲストで大会を大いに盛り上げていただきました。

参加者からは「50年の歴史ある大会に参加できて大変よかった」「特に50回のロゴ入りTシ

ャツのモスグリーンはすごくすてき」「来年もまた参加したいです」というふうにご好評でございました。お伝えしたいと思います。

また、今回の開会セレモニーでは、手話通訳者として齋藤市長の由佳夫人が派遣されまして、聴覚に障がいを持った方々にも丁寧に通訳している様子がテレビニュースにも流れました。市長も10キロ完走され、記憶に残るすばらしい大会になったと存じます。これからも、他の市民マラソンの追随を許さない、そしてスポーツ振興のみならず、さくらんぼ農業の振興の象徴、平和社会の象徴として、次の50年の第一歩を踏み出していただきたいと祈念するわけでございます。

早速質問に入ります。

最初に、通告番号11番、聴覚に障がいのある人もない人も幸せを実感し、共に生きるまちづくりについてでございます。

1つ目が、手話に関する施策の推進に関する法律、手話言語法と略称言われる、これに基づく環境づくりのための現状と課題について御質問させていただきます。

まず初めに、昨年6月に制定されたこの法律ですけれども、その背景を簡単に申し上げます。

2006年の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択されたことを受け、我が国では2011年に障害者基本法の改正が行われました。手話が言語に含まれる旨定義され、その後、地方公共団体において手話の普及や理解の増進等を目的とする条例を制定する動きが全国に広がりまして、国においても手話に関する施

策の総合的推進が求められていると明記されているのでございます。

次に、この法律の内容ですが、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

そこで、私も4月から本市の手話教室に入会させていただき、毎週木曜日の夜間、昨日もあったわけですが、18名の受講者と共に勉強させていただいております。今回の一般質問のために聾者の団体やサークルの皆さんの切実な声もお伺いしてきました。申し上げます。

1つ目は、聾者や難聴者、聞こえにくい人たちへの理解が足りていないのではないかと。

2つ目、手話、イコール、言語という認識が薄い。

3つ目、手話通訳士の派遣を依頼する際、手続が面倒。

4つ目、手話通訳士そのものが少ない。

5つ目、手話教室の受講者は増えているのですけれども、先生の負担が大きいなどです。

一方で、先日配付になりました第7次寒河江市振興計画の中で、聴覚障がいとか手話言語の記載が全くありませんでした。資料編を見ても、団体などからの意見集約の結果などがなく、障がい者福祉の充実について、大変残念ながら欠落していると言わざるを得ません。

そこで、私ども議会の状況なのですけれども、昨年、議会運営委員会の行政視察の先進地として東京都港区議会を訪れ、手話同時通訳や議会での文字変換、即変換によるインターネット配信など勉強させていただきましたが、議会の中でもまだ議論を始めたばかりであります。

それでは、各項目に沿って質問しますけれど

も、聴覚障がい者の状況についてです。現在、市内には聴覚障がいをお持ちの方がどれくらいいらっしゃるのかについてお尋ねします。

今年3月に出されました第5次障害者基本計画の障がいのある人の状況では、聴覚平衡障がいの障がい者数は2024年度末で合計152人となっておりました。障害者手帳の等級別もその中に記載されておりましたけれども、市長から直近の状況についてお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 おはようございます。

ただいま渡邊賢一議員から、聴覚障がい者の状況について御質問いただきました。

本市の聴覚障がいを主な障がいとした身体障害者手帳を所持している方は、令和7年度末現在で147名であります。障害等級の内訳は、障がいの重い方から、1級が9名、2級が19名、3級が21名、4級が37名、5級がゼロ名、6級が61名となっております。

年代ごとの内訳は、10歳未満が1名、10代はゼロ名、20代が1名、30代が3名、40代が4名、50代が6名、60代が17名、70代が20名、80代が51名、90代が44名で、60歳以上の方が占める割合が89.8%となっております。

また、聴覚障がい者のうち手話を使う方は、現在把握しているところでは16名となっております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 60歳以上が89%、約9割ということですが、聞こえにくいとか、御高齢になって耳が遠くなるというのは、やっぱり老化現象というか、それは仕方ないことだと思うので、10%の方々の声というか、そこに焦点を当てて、高齢者福祉ももちろん大事なのですが、障がい者の部分についてだというふうに私も思っています。

さて、12年前に遠藤智与子議員が6月議会、6月6日の一般質問の中でもいろいろ質問させ

ていただいていたところ、議事録で拾ったのですけれども、やはり高齢者の方が非常に割合が多いということで、状況は変わっていないと思います。

さて、次の手話教室など手話言語取得の支援ということで、この法律の第6条、本人家族及び市民への支援という項目についてでございます。

先ほど申し上げたとおり、手話教室は本市では4月2日から12月17日までの長期間になるわけですが、ハートフルセンターの2階、視聴覚ルームで週1回、37週にわたって昼の部、夜の部があって、これが開催されています。テキスト代が3,000円、受講料4,000円と合わせて合計7,000円前納しなければならないという、負担となっております。私も先ほど申し上げたとおり、妻と共に受講させていただいておりますが、陵南中の2年生から年配者、私が多分年長のかかなり上のほうなのですけれども、老若男女で18名が手話言語取得に今頑張っているところです。

市民が気軽に基礎的な手話を学ぶ環境、受講できる状況とは言い難いのではないかと最初思いました。特に負担額の支援というところがこの法律でも明記されているわけでありまして、この法律の趣旨から、本人、家族は特に無償化すべきではないかと感じたところであります。手話言語取得への支援について市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 手話教室など手話言語取得に対する支援について御質問いただきました。

手話に触れ、さらには聴覚障がい者の日常生活上におけるコミュニケーションを支援するために、寒河江市では平成12年度から手話教室を毎年実施しております。昨年度までに延べ615名の方が受講しております、今年度は23名の方が受講されているということであります。

この手話教室は、寒河江市手話教室運営委員会に委託する形で実施しておりまして、渡邊議員のおっしゃるとおり、受講者からはテキスト代として3,000円、受講料として4,000円を御負担いただいて運営しております。

この受講者の負担金については、近隣の状況を見てみますと、山形市や東根市などテキスト代のみの実費を受講者に負担いただいているところもあるとお伺いしております。気軽に手話に触れる機会を確保し、手話の習得や手話への関心を深めるため、受講者の負担金軽減の検討を、手話教室運営委員会と協議の上、進めてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 冒頭からうれしい御答弁ありがとうございます。

聾者の皆さんは、少数かもしれませんが、手話の指導者からは、手話教室を卒業した生徒の受皿がないので、2年目以降、特に中級者向けで応用力をもっと身につけたいという方への新たな学びの場というものが要望されています。交流の場というのも、今現在、お昼の手話サークルスマイル、あと夜の部のかやきという2つがあるそうなのですけれども、さらに少人数でスキルアップできるような教室や中級者のサークルの要望について出されておりますけれども、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 手話教室受講修了後の受皿についてでありますけれども、現在寒河江市が行う手話教室というのは、手話の普及を目的としておりますので、講座内容は気軽に手話に触れ、手話を始められるようにと入門と基礎を学ぶものとなっております。

議員のおっしゃるとおり、手話教室受講修了後、初級や中級者向けの講座というのは設定されていないという状況です。手話教室運営委員会からは、応用力や対応力を身につけるため、

講座の内容の見直しや拡充が必要という意見をいただいているということです。手話教室講座の拡充につきましては、受講者や運営委員会と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

また、交流の場ということですが、現在市内では、議員からもありましたけれども、スマイルとかがやきという2つの手話サークルが活動中でありまして、会員は随時募集しているということです。手話教室で基礎を習得した後に、こういったサークルに参加していただいて、手話を通じた交流を深めながら、手話のスキルアップも図っていただければと思っております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 昨夜の講座内容は自己紹介でございました。若干やってみたいと思います。

(手話を行いながら) 私の名前は、わた、なべ、けん、いち、です。寒河江、市議会議員をしています。さくらんぼ、農家も、しています。

なんていうことで、コミュニケーションの手段としては、本当になかなか体得するのは難しいのですが、朝4時起きで9時には寝なくてはならない農家の1人としては、眠い目をこすりながら、本当に先生方の熱意ある指導に応えられて、今やったような手話も身につけることができました。そんなことで、そういう手話についてもっともっと広げるべきだと考えます。その意味でも次の質問です。

公共施設への手話通訳者の配置、大規模イベントへの派遣、これは第12条、手話文化の保存、継承、発展、文化芸術活動やスポーツレクリエーションでの手話ということが明記されているのでございます。

冒頭、手話通訳士の齋藤由佳さんの例も出させていただきましたけれども、これまでの実績、手話通訳士への派遣料、手話教室への講師料については、今現在どの程度なのかお伺いしたい

と思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 手話を使用して聴覚障がい者を支援する専門職について、まず最初に御説明させていただきます。

国家資格を有する手話通訳士、そして認定試験等に合格することで資格を得られる手話通訳者、そして厚生労働省が定めた養成カリキュラムを修了した手話奉仕員というのがございまして、聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者の日常生活や社会生活における円滑な意思疎通の手段を確保するため、福祉国保課生活福祉係には手話通訳者1名を配置しているところであります。

配置している手話通訳者は、聴覚障がい者が福祉関係の各種手続を行う際に支援するほか、福祉部署以外の市の部署においても、手続や相談の際に支援を行っております。

また、大規模イベントへの手話通訳者等派遣につきましては、寒河江市福祉と健康フェア、そして議員からも御紹介いただきましたけれども、“さがえ”さくらんぼマラソン、ツール・ド・さくらんぼ、神輿の祭典等の式典や講演会へ、要望に応じる形で派遣しているところであります。

派遣料についてであります。福祉国保課に設置している手話通訳者へは、会計年度任用職員として報酬をお支払いしております。また、各イベント等への1時間当たりの派遣料は、手話通訳士と手話通訳者が1,440円、手話奉仕員が1,320円となっております。

手話教室の講師料は、手話教室運営委員会において決定しておりますが、その年の受講者数によって変動がございます。昨年度の実績では、講師1人当たりの1回の講座で3,150円となっております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

団体のほうから要望があると思うのですが、手話で言うと（手話を行いながら）安過ぎるという手話です。この派遣料、講師料というものが、まだまだ足りていないというか、実労働に見合っていないのではないかとこの声も上がっております。こうした派遣料、講師料についてもっと引き上げることはできないか、市長にお伺いします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 意思疎通支援派遣料につきましては、昨年度までは手話通訳士と手話通訳者が1,200円、手話奉仕員が1,000円となっておりますが、近隣の状況を調査しまして、その結果を踏まえて引上げを行ったところであります。

引上げ後の派遣料につきましては、先ほど御説明したとおり、手話通訳士と手話通訳者は1時間当たり1,440円、手話奉仕員は1時間当たり1,320円としております。人件費の高騰や近隣の状況を踏まえまして、今後も随時見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、手話教室の講師料につきましては、先ほどの受講料の件と併せまして、手話教室運営委員会と協議、検討してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 手話教室の講師については、夜間に及ぶものですから、そこから9時過ぎに撤収して帰るとなると、やっぱり9時半、10時になるわけですね。家に帰ってから、またさらに時間がかかるということなどもありまして、ぜひそうしたところも含めて、引上げに向けて、さらに最大限の御努力をお願いしたいと思えます。

続いて、手話通訳士等の人材確保についてでございます。これは第15条に明記されているのでございます。

国家試験の高難易度ということで、5,000人に1人とかというお話も聞いています。実際は

どうなのか分かりません。けれども、この国家資格を得るためには、なかなかの登竜門ということになっていまして、そうした人材というのは、現在どれくらいいらっしゃるのか、そういった今の状況についてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 手話通訳士等の状況について、令和8年4月1日現在で、山形県に登録している方ではありますが、手話通訳士が11名、手話通訳者が28名、手話奉仕員が1名となっております。当市に登録いただいている方というのは、手話通訳士が5名、手話通訳者が8名、手話奉仕員が1名となっております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 先ほども申し上げましたけれども、聾者のニーズに応えるためには、まだまだ人材が確保されていないのではないかとこの声が上がっています。特に公共施設とか公共イベントに派遣や配置するためには、さらに増員をしていく必要があるのではないかと思います。

手話教室を経て、さらにステップアップした市民や市内に通勤されている他市町村の皆さんからも、ぜひ登録してもらえるように努力すべきだと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 現在のところ、手話通訳士等の人員不足によって、派遣要請に応じられないといったような事案は発生しておりません。しかしながら、今後の手話の普及を進め、手話を身近なものとしていくためには、今以上に派遣要請に応えられるような体制をつくっていかねばならないと考えております。

寒河江市手話教室の講座は、厚生労働省が定めた手話奉仕員養成カリキュラムに準拠した内容となっておりますので、今後も継続して手話教室を実施しまして、講座内容の拡充を検討するとともに、手話の普及、手話奉仕員の養成を

推進する必要があると考えております。

さらには、手話サークルにおいて聴覚障がい者に対する理解を深めていただいた上で、派遣ニーズの高い手話通訳者の認定を受けることを目指していただきたいというふうに考えます。

市といたしましても、このような意識の高まりを後押しするような、そんな施策を検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。後でまたこれに関連した質問も準備しておりますので、そこでもまたお答えいただきたいと思います。

次に、災害時の情報提供と避難誘導ということで、第10条、地域における生活環境の整備、ハード面、ソフト面のそうした整備についてであります。

12年前、佐藤洋樹市長の御答弁を拾っています。災害時はどうするのだということについては、手話通訳者の方の携帯メールで問合せに応じたり、一斉の情報を得るなどということに対応してきたと。緊急速報エリアメールの活用を、これからさらに対応していく必要があるのだと。もう一つ、災害時の要支援者支援プランの台帳への登録ということで、そういったものも進めているのだという状況がありました。

聴覚障がい者は、行政防災無線が今度リニューアルされるとか、エリアメールがさらに、今もそうですけれども、発信されるという、こうした音が聞こえません。昨日の手話教室の中でも、インターフォンが聞こえないので、振動するものとか、光を室内に置いておかないと、来客が分からないというふうな今の生活の状況であります。そうしたときに地震が起きたり、風水害など、今いつどこでどんな状況になるか分からないわけですので、命を守るための情報伝達、避難誘導について、現在はどうのような状況になっているかお尋ねしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 まず、災害時の情報提供ということに関しましては、現在のところ、聴覚障がい者の方に限らずということになりますが、防災行政無線による音声放送、緊急速報のエリアメールや、全国的なシステムである災害情報共有システム、Ｌアラート、テレビ画面に直接Ｌ型に表示するものでありますけれども、これに直接表示するというもののほか、寒河江市によるサービスで、事前登録制のすぐメールPlus、Xとかフェイスブック、LINE、メールなどがあるわけであります。12年前の情報提供媒体と比較いたしますと、すぐメールPlusというものが新たに加えられたということでもあります。

また、今後の取組となりますが、今年から実施する防災行政無線の更新工事においては、屋外スピーカーを使用する音声放送のみならず、スマートフォンを利用して、目視で文字情報として確認できるような仕組みの導入を進めているところでありますので、聴覚障がい者の方に対しても情報伝達を可能とする手段が新たに一つ加わることとなります。

次に、避難誘導についてであります。身体障がい者の方や要介護者、独り暮らし高齢者の方など福祉的な配慮を要する方、いわゆる要配慮者の方については、一人一人の生活状況を踏まえて個別避難計画を立てておりまして、有事の際にはこの計画に基づいた避難支援を行うこととしております。

この個別避難計画については、従前の災害時要援護者避難支援プランの取組を引き継ぐものとなっております。緊急時における連絡先や避難誘導に当たる協力者を、必要に応じて記載していただいております。事前に地域の自主防災組織等に情報共有を行うことで、有事の際の速やかな避難行動につなげられるよう、体制の整備を図っているところでございます。

なお、実際に避難誘導訓練を実施してみるこ

とが有事の際に役に立つと考えておりますので、自主防災組織の方々に対しましては、要配慮者の方との避難訓練実施に関する働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 これは学校などでも、後で出てきますけれども、目隠ししたり、目が見えない方になってもらったり、あとヘッドホンで耳の聞こえない方になっていただいたりして避難誘導するという、自主防災組織のさらなるスキルアップなどが本当に求められていると思います。遠くから要支援者に向けて支援者が来ても、もう手後れなんていうことにもなりかねない。やっぱり時間が刻一刻と迫っていたりする場合は、ぜひそこは近くの住民の皆さん、地域の皆さんからの協力が不可欠ですので、そこをぜひ求めているなというふうに、切に要望したいと思います。

次に、広報誌紙等への掲載の配慮についてです。これは、先ほど言った第13条の国民の理解と関心の増進というところに明記されているのでございます。

これは、質問というより、団体やサークルからの要望になりますけれども、手話教室や手話サークルの様子など、ぜひ市報で特集していただいて、もっと紹介していただきたい、紹介すべきというふうな声、あと簡単な挨拶程度の手話を掲載して、市民の関心を高めるべきじゃないか。イラストだけでなく、SNSの動画で紹介をしていただきたい。募集や催物の案内に、電話番号だけでなく、ファクス番号を掲載していただきたいというものでございました。そういった点につきまして、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 手話教室や手話サークルのほか、簡単な手話を市報に掲載していただきたいというふうな要望がありますが、令和7年1月合併

号では手話サークルの紹介を、そしてまた本日発行の6月5日号の市報には、手話サークルの会員募集について掲載しておりますが、引き続き様々な機会を捉えて広報していきたいと考えております。

なお、毎年、手話サークルの会員募集や手話教室の参加者募集については、広報紙へ掲載しているところであります。

現在、市報については、裏表紙の電話番号欄にファクス番号を併記しているほか、項目によっては二次元コードを添付して、詳細な内容をスマートフォンで確認できるようにしております。また、ホームページについても、市のファクス番号やメールアドレスを表示して、聴覚障がい者の方々が音声会話以外の連絡手段も取れるように配慮しているところであります。

今後も改善を進めながら、聴覚障がい者を含めた身体に障がいを持つあらゆる皆さんにとってアクセスしやすい広報、そして皆さんの活動が伝わるような、そんな広報にしていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

現在、様々な市内の団体がありますけれども、こうした二次元コードの活用というものは、最近、本当に普通になってきましたので、そういったものをぜひこれからも配慮していただきたいというふうに思います。

次に、乳幼児期からの手話経験の機会、これも第13条と同時なのですけれども、ぜひ幼児教育の場での配慮についても、ここで御質問させていただきます。

こども誰でもいつでも一時預かりできる市立なか保育所については、手話のできる保育士さんはいらっしゃるのかどうかと、子供たちが障がいを理解できるよう、また子供の時期から英語で遊ぼうのような、そうしたプログラムに手話を体験できる機会をつくっていただきたいと

いう要望であります。保育所、幼稚園などもそうですけれども、CLAAPIN SAGAEでも手話体験講座などを企画していただき、乳幼児の時期から偏見とかなく、ボーダーレス、そうした社会にしていっていただきたいと思っておりますが、市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 市立なか保育所に手話のできる保育士はいるのかどうかというような御質問でしたが、なか保育所にはいないということですが、市立保育所ではたかまつ保育所に手話サークルかがやきで活動している保育士がおりまして、手話を使った保育というものを行っております。

手話を活用した保育を行う際には、目の見えない人とか、耳が聞こえない人などいろんな人がいるのだということを伝えて、実際に簡単な挨拶や自己紹介を手話でして見せて、興味関心を持ってもらって、自分の名前を手話で表現してみたいというような、子供にはそれを教えて一緒に練習するといった取組をしているということになります。

また、歌に手話を取り入れた手話歌というものなのですが、これを練習して、保護者参観時にお披露目するなどということもしているということになります。

こういった思いから、みんな違うけれども、みんないいところがあるのだよということをお子供たちに理解してほしいという思いがあって、手話を取り入れた保育を行っているということになります。

この保育士の影響を受けた形で、ほかの保育士の方も手話歌を教えるということなどをしておりまして、少しずつではありますが、市立保育所でありまして、民間の保育施設など、保育現場で手話を学ぶ機会というものが増えていとお聞きしております。

議員から御質問にありました、CLAAPI

N SAGAEでの手話体験講座であります。児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに通所する団体の利用というものができておりますので、実施について、運営する指定管理者側と検討してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** もう一つ、私の下手な手話でいくと、「さくらんぼ、おいしい」「寒河江、大好き」、この2つだけでも手話でできるのです。やっぱりコミュニケーション取る中で、これは私は一丁目一番地じゃない、イの一番の手話なんじゃないかなというふうに感じました。

さて、最後に児童生徒の学習機会について教育長にお尋ねします。これは、第7条において、学校での手話教育推進というのが明記されているのでございます。

まず1つ目、小中学校で障がいについての学習の状況、特に障がいを持つ児童生徒へのいじめ、偏見や差別をなくす教育について、現在どのように進めておられるのか、現状についてお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** おはようございます。

先ほど来、渡邊議員のお話に出ております、2006年に国連で採択された障害者の権利に関する条約に基づき、日本ではインクルーシブ教育システムの構築が進められてきました。

インクルーシブ教育システムというのは、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのことで、障がいのある人が排除されないことを求めるものです。

山形県では、令和5年度から第4次山形県特別支援教育推進プランを掲げておりまして、インクルーシブ教育システムへの理解を促進し、共生社会の形成と障がいのある子供の自立と社会参加を目指すことになお一層力を入れております。

寒河江市内の小中学校でも、この4次プラン

の考え方の下に、障がいのある子と障がいのない子を区別せず、共に学習したり活動したりする機会が設けられてきております。

保健体育の時間には、パラリンピックやデフリンピックを題材に、スポーツを通して障がいのある方との交流について学び、障がいに対する理解を深める学習も行われています。

また、障がいについての理解を深めるために、市の福祉協議会の出前講座として、ブラインドウオーク等の体験を行っている学校もあります。ブラインドウオークというのは、2人1組となって、1人がアイマスクをつけ、もう1人の肩に手を置いて歩くという視聴覚障がいの疑似体験です。この活動は、視覚に障がいのあることの困難さや、補助をしてくれる人との信頼関係の大切さを理解することを狙いとして行われております。

さらに、第3次寒河江市教育振興計画にも掲げておりますように、各学校では特別の教科、道德の時間を要とし、学校における教育活動全体を通した道德活動の充実を図りながら、児童生徒に思いやりの心を育むことに力を入れています。例えば6年生の道德の教科書には、聴覚に障がいを持つ両親への思いを描いた教材が掲載されています。これはとても心が揺さぶられるものでありまして、このような教材を活用し、家族への思い、障がいのある人もない人も共に生きられる共生社会の実現、いじめや差別のない社会をつくるために自分はどんな行動を取っていきたいかなど、児童生徒がじっくりと考え、議論する機会を設けることはとても大切なことだと思います。こうした実践の積み重ねが、子供たちにいじめや差別は絶対やっていけないという正しい判断力を育み、思いやりの心を醸成するものと考えます。

今後も、いじめや差別のない社会、そして共生社会の実現について、当事者意識と責任感を持って自分事として考える学習が積み重なって

いくように、校長会や事業研究会などの機会に各学校へ指導していきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ただいま御答弁あった積み重ねですね、本当に一朝一夕にそうしたものが得られるかというのはないと思います。ですから、ぜひ継続をしていただきたいと思います。その機会をまた増やしていただきたいと思います。

その関連でもう一つ、外国語の授業と同様に、授業や活動で手話言語を学ぶ機会をつくるべきだという声が上がっています。9月23日が手話の日というふうに、世界中で手話の日となっていて、そこから1週間が手話言語週間ということで、手話教育推進に最も適した時期ではないかと思ひますし、教材なども先ほど御紹介ありましたけれども、今後の手話教育推進に向けたお考えを教育長にお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 例えば、これは小学校の教科書なのですがすけれども、小学校の国語の教科書には、こういうふうに手話を扱う教材が掲載されています。本市で採択している5年生の国語の教科書なのですがすけれども、点字や手話の仕組み、指文字などが紹介されておりまして、手話は聴覚に障がいのある人が自分の考えや気持ちを表したり、人とのコミュニケーションを取ったりする方法の一つであると記されております。この教材での学習は、聴覚障がい者に対する理解を深めることや、言葉による伝え合いの多様性について気づくことを狙いとしております。

さらに、音楽の時間や学級の時間などに、振動や視覚的な表現を通してリズムや音楽の楽しさを感じることを目的として、手話を使って歌う活動を行っている学校もあります。この活動も聴覚障がい者に対する理解やコミュニケーションの手段である手話に対して親しみを持つことにつながるものと思ひれます。

このように、障がいを持つ児童生徒への配慮

や手話に対する認識を広げるために、様々な教材や学習活動が工夫されているところです。

手話は、聴覚に障がいのある方々とのコミュニケーションの手段であるとともに、手話について学ぶことは、障がいのある多様な方々への理解を深め、共生社会の実現について考えるきっかけともなる大変意義のあることであると思います。教育委員会においても、各学校に対して、先ほど議員からありました、手話に関する施策の推進に関する法律について御説明をし、手話に触れる活動等の実施や、そうした活動等を通して、障がいを持つ方々への理解が一層進んでいくよう、各学校の教育活動を支援してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 御答弁にありましたとおりだと、私も同感であります。これこそ人権尊重の教育以外の何物でもないというふうに思います。

そこで、時間もありませんので、次の質問に入りますけれども、将来都市像「さくらんぼと幸せ実る 夢育むまち 寒河江」の着実な実現に向けた手話言語条例の制定についてでございます。

先進自治体では、山形県及び新庄市、長井市、中山町、高畠町など、条例制定等先進的な施策を進めておられます。自治体とサークル、企業、学校など様々な団体と連携して動ける環境づくりというものが、この法律ができて急務だと思いますが、市長はどのように御認識されているのか御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 一般財団法人全日本ろうあ連盟で公表している手話言語条例マップというものを見させていただきますと、令和8年5月時点で651の自治体で手話言語や障がい者の情報コミュニケーションに関する条例というものが制定されているということでもあります。

県内においては、ただいま議員がおっしゃっ

たとおり、山形県で山形県手話言語条例が平成29年に制定されまして、以降、令和3年に中山町と新庄市、令和6年に長井市と高畠町で制定されております。

また、全国手話言語市区町会事務局のまとめによりますと、今後令和9年4月までに全国で16市が条例を制定する予定としております。県内でも南陽市が今年度中の制定予定となっているということでもあります。

また、長井市や秋田県、千葉県習志野市などは、手話のほか点字や指文字、字幕など障がいの特性に合わせた多様な意思伝達手段や情報取得手段を総合的に対象とした条例というふうにしているということでもあります。

全国の先進的な取組を見ますと、手話検定支援、受験者への受験料の助成でありますとか、災害時における障がい者支援専門ボランティアの養成、地域のコンビニエンスストアへ筆談や指さしで会話をするためのコミュニケーションボードの設置、さらには本県の酒田市の東北公益文科大学では、語学科目に日本手話を学ぶ科目を開講するなど、自治体のみならず、企業や学校、地域がそれぞれの立場でソフト、ハード両面からの取組の広がりを感じております。

さらに、昨年度は日本で初めて聴覚障がい者の国際総合スポーツ大会、デフリンピック東京大会が開催されまして、手話への関心も高まっていると感じております。

また、去年は聾の母親の下で育った青年の悩みを、吉沢 亮さんの主演で描かれた映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」の上映会ということが、本市においても社会福祉協議会の主導にて開催されております。

本市でも全国の自治体、企業、団体、地域団体などのこうした機運の高まりを踏まえまして、これまでより一歩踏み出した施策展開について考えていかなければならないと認識しております。

す。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 そこでののですけれども、10年前に、遠藤智与子議員の質問の中で、佐藤洋樹市長は具体的な施策として、こうした条例について、啓発を十分進めていくために、条例の制定については検討を進めていきたいということを明言されているのでございます。私はそうしたことも含め、10年間の検討結果についてお尋ねしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 平成26年第2回定例会で、手話言語条例に関する最初の御質問をいただいて以降、令和4年5月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行、令和6年4月に改正された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行、令和7年6月に手話に関する施策の推進に関する法律の施行など、国の法整備が進みました。

本市においては、手話を含むその他の意思疎通手段や情報の取得、利用のための手段の確保と拡大を基本理念の一つとしました、寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例というものを令和5年3月に制定しております。

また、第3次・第4次寒河江市障がい者基本計画を策定しまして、手話をはじめとする障がいの特性に合わせたコミュニケーション支援の充実に取り組んでまいりました。

さらに、今年3月に策定しました第5次寒河江市障がい者基本計画では、コミュニケーション支援の推進の取組としまして、手話をはじめとするコミュニケーション支援に向けた条例の制定の検討を挙げ、令和12年度までの計画期間において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づく条例の制定を目標に掲げたところであります。

本計画に基づいて、手話をはじめとするコミュニケーション支援に向けた条例の制定に取り組む考えであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 そこでののですけれども、「さくらんぼと幸せ実る 夢育むまち 寒河江」のためにも、早期の、令和12年とは言わず、早期に制定していただいて、施策をさらに前に進めていただきたいということで、市長の御決意も含め、制定目標をいつ頃にされるかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 これは単に条例を制定することだけで、障がい者のコミュニケーションを支援する社会環境が整うということにはならないと考えております。

条例制定に向けて、障がい者が情報取得のために機器等を利用する際の支援や、防災防犯及び緊急時の情報取得体制の整備、意思疎通支援者の確保や養成、障がいの特性に応じた情報取得への理解や関心を深めるための啓発活動など、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法における基本的施策に取り組む体制の充実を図りつつ、障がい者の皆さんと十分協議した上で、早ければ令和9年度の条例制定を目指したいと考えております。

今後も、障がいの有無にかかわらず、住民一人一人が互いにその個性を尊重し合い、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、手話をはじめとする障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 令和9年を目指すという力強い御決意もいただきました。ぜひこれを前に進めていただくために、様々なハードルもあると思いますけれども、よろしく願いを申し上げます。

さて、時間もありませんので、最後にさがえ未来コンソーシアムについて教育長にお伺いします。

ホームページなどを見ても、収支決算、監査結果などの公表が見つけれないというふうに市民のほうからもあります。

まず、条例とか規定、規則の根拠について、あるいは当該団体は指定管理者なのか、委託業者なのかも含め、中身についてお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** さがえ未来コンソーシアムは、令和4年度にさがえ未来コンソーシアム規約を策定し、発足したさがえ未来コンソーシアムとの委託契約を結び、活動車のリース代、ホームページの維持管理費などの必要経費を市より支出しております。

また、さがえ少年少女発明クラブについては、同じくさがえ未来コンソーシアムの一つの事業と位置づけておりまして、任意団体として同じく令和4年に発足し、活動しています。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** それで、この3年間の収支決算についてでございます。

監査の結果、あるいは特に発明クラブについては企業協賛金も得ているということでありましたので、そうしたもののについての効果についてお考えをお尋ねします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 未来コンソーシアムへの市からの委託金は、活動車のガソリン代等も含め、令和4年度は141万5,084円、令和5年度は158万4,898円、令和6年度は146万8,750円、令和7年度は150万7,952円です。

主な活動は、市内の小・中学校が行う職場体験学習、職業講話、企業・工場見学、課題探究学習等の調整支援の活動、寒河江市の企業・事業所やふるさと学習のデータベース化、そしてこれらの発信、情報蓄積のためのホームページ

の運営等となっております。

なお、この部分については、市の監査を受けており、おおむね適正な事務処理がなされているとなっております。

また、令和8年度からは、さがえ未来コンソーシアム事業運営負担金として90万円を市から支出しておりまして、その金額の中で運営をしているところです。

さがえ少年少女発明クラブについては、1年目は10月からの発足となりましたので、市の予算措置をしておりませんでした。その後は市の予算措置もしまして、ほかには全国の発明協会や県の発明協会からの助成金、それから市内企業からの協賛金や寄附金等で運営をしているところでございます。

クラブ運営のために、市の負担金としましては、令和5年度100万円、令和6年度、令和7年度はそれぞれ50万円を支出し、運営しております。

なお、監査結果については、公表はしていませんが、実施団体内の監査を実施し、事務処理について適正と認められております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 分かりました。

最後の質問の持続可能な運営に向けた財政面の支援についてでございます。

これについては、次代を担うさがえっこを育む学習プログラムの開発・実践を推進するためのキャリア教育の充実に対して、さらに財政面を支援していただきたいと思いますけれども、教育長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 全国で新規学卒者の就職後3年以内の離職率がすごく高いという状況が続いています。最近の厚生労働省の発表では、高卒者で約38%、大卒者で約34%となっております。これは、労働市場の変化などとも関係するとは思いますが、学校教育と職業生活の

間の接続に課題があるのではないかというふうにも言われているところです。

そういったことから、小学校段階から発達に
応じた、こういったキャリア教育をしっかりとや
っていくということが強く大事であると感じて
おります。

そうした中で、仕事の体験とか職場体験、職
業講話などの体験的な学習というのは、とても
大事な学びの核であると思いますし、そうした
体験活動を通して、寒河江にはこんなすばらし
い企業があるのだとか、こんなに頑張っている
人たちがいるのだというふうなことを感じると
いうことは、郷土愛の醸成にもつながると思い
ます。

そうしたことを今後とも引き続きやっていく
ためには、財政的な支援が欠かせないわけです
ので、教育委員会としてもいろいろ対応してい
きたいと思いますが、ぜひ御支援をよろしくお
願いしたいと思っております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 3割以上の方が離職するという
今の状況を、やはり改善しなければならないと
思います。

そうした意味で、予算がまだまだ、教育長、
少な過ぎる、安過ぎると思いますので、しっか
りと財政課も含めて、二役にも申し上げたいの
ですけれども、こうしたところに予算をつぎ込
んでいただいて、人材教育を進めていただきた
いということを切に要望し、私の質問を終わら
せていただきます。どうもありがとうございます。

佐藤政人議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号13番、14番について、
2番佐藤政人議員。

○佐藤政人議員 壮風会、佐藤政人です。

今年も本市の主力農産物であるさくらんぼの

収穫時期がやってまいりました。私が高校生だ
った頃は、この時期の気候は梅雨入りの時期で
とても寒かった記憶があります。近年は、5月
中に真夏日になったり、さくらんぼの収穫時期
が異常なくらい高温になったり、とても短くな
ったり、農家の皆様は大変苦労していると思い
ます。また、先日の西日本に被害を出した台風
なども、今後収穫期に接近されてしまっは大
変なことになると心配しております。

このように、気候が20年で大きく変わってし
まい、夏が長く、春、秋、冬が短くなっている
状況で、本市のような農業が基幹産業の地域で
は、栽培作物の転換や様々な工夫で生き残って
いなくてはならない状況であると考えます。

しかし、本市でも農業に従事する人の減少が
著しい状況の中で、農地を維持することもでき
なくなっている中山間地や農村地域は、地
域の維持自体を今後どのように進めていかなけ
ればならないのか、しっかりと考える必要があ
ると思います。

通告番号13、農村RMOと地域カルテを生か
した地域づくりの具体化について質問させてい
ただきます。

地域運営組織の位置づけと支援の方向性につ
いて、まず最初にお伺いしたいと思います。

地域運営組織——これは一般的にRMOと言
われております——と、農村型地域運営組織、
いわゆる農村RMOと、今後の位置づけにつ
いて質問させていただきたいと思います。

地域運営組織は、総務省が推進する枠組みで、
地域の暮らしを守るために住民が中心となり、
多様な主体が参加して地域課題解決に取り組む
組織と定義されており、分野は限定されず、福
祉、防災、子育て、まちづくりなど地域生活全
般を対象とするのが特徴となっております。

また、農村型地域運営組織、いわゆる農村R
MOとは、農林水産省が推進する枠組みで、複
数集落の機能を補完しつつ、農用地の保全、農

業を核とした経済活動、生活支援を行う組織と定義されています。

さて、本市においても人口減少と高齢化が進む中、これまで地域で担われてきた見守り、防災、生活支援、農地や環境の保全、地域行事の継続など、従来どおりの自治会運営だけで支えていくことは年々難しくなっています。そのため、地域運営組織を単なる任意の活動団体でなく、地域課題を継続的に受け止め、行政と連携しながら地域を支える基盤としてどのように位置づけているのか、地域の主体性を尊重しつつ支援するという方向性は示されてきたが、その支援をどこまで展開できているのか確認する必要があります。

そこで、本市の地域運営組織の現状について市長の認識をお伺いします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 地域運営組織と農村型地域運営組織の位置づけと現状に関する質問をいただきました。

今、佐藤議員からありましたとおり、地域運営組織とは、総務省が推進しているもので、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参画する協議組織が定めた地域運営の指針に基づいて、地域課題の解決に向けた取組を実践する組織であります。自治会的な活動にとどまらず、生活支援や高齢者福祉、子育て支援などの共助的活動を総合的に行う組織であるとされておりまして、全国では8,000を超える団体が活動しているとされています。

現在、寒河江市においては、NPO法人葉山の里たしろを有する田代地区、NPO法人しばはし地域づくり委員会を有する柴橋地区の2地域が地域運営組織として活動しているほか、また幸生地区においても、地域運営組織による地域づくりの取組を目指しているとお聞きしております。

一方、農村型地域運営組織は、農林水産省が近年提唱しているもので、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組とされておりまして、令和7年11月時点では、全国で95地区がモデル形成に取り組んでいるとされています。

いずれにしても、中山間地の集落をはじめとしまして、人口の減少、高齢化が進み、地域コミュニティの維持存続が危ぶまれる中において、地域で暮らす人々や多様な団体の関係者相互の話し合いにより活動が行われる地域運営組織は、今後ますます重要になってくるものでありまして、多様な世代の多様な主体の参加を促すことで地域活動の幅が広がり、一層の地域の活性化が期待できると考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 ありがとうございます。

本市においては、地域運営組織については、現在のところ2組織、今後1組織増えるというようなお話であります。

また、農村RMOについては、県内では、私の認識しているところでは、酒田のほうに2組織あると認識しておるところであります。やはり地域運営組織だけでは、もう現状難しいのかなと。やはり広域でしっかりと手を組んで地域を守っていくという素地が今後必要になってくるのかなと考えております。

そのような状況の中で、次に具体的な支援策というのはどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

基本的な地域運営組織、農村RMO向けの支援は、国、これは農水省の交付金が柱になりますが、それを受けて山形県が伴走支援、スタートアップ補助など、市は関連する営農等のメニューを組み合わせ使うというような構造になっ

ております。それらを踏まえて、本市における立ち上げ支援、人材育成、事務局機能の補完、財政的支援などについて、進んだ点と課題としている点をお伺いします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 本市では、これまで地域活動を活性化したいという地域からの要望を受けまして、地域の実情に詳しく、住民同士の話し合いを促進する人材としての集落支援員、都市部の方が地域おこし活動に従事すべく地域に住み込んで活動する人材としての地域おこし協力隊というように、国の支援制度を活用し、地域に対しマンパワーの支援を行ってまいりました。

また、地域運営組織の主体となる住民の方々のスキルアップを目指すための研修への参加促進、先進事例を有する他市町村への視察研修等を進めてまいりました。そして、地域自らが地域の課題解決に取り組む場合には、国・県の補助制度を積極的に活用してきたほか、寒河江市コミュニティ活性化推進事業等、独自の財政支援に積極的に取り組んできたところであります。

令和7年度からは、地域ビジョン展開事業をメニューの一部に加え、地域自らが話し合いにより策定した地域づくり計画に基づいて取り組む事業に対して、さらなる財政支援を用意しているところであります。

これまで地域運営組織が形成された地域が取組を進めてきた点について申し上げますと、まず田代地区においては、特定非営利活動法人が組織され、廃校舎を活用した多目的交流館である学びの里TASSHOの運営を指定管理者として運営されている点であります。宿泊事業に加え、自主事業としての飲食サービスたしろ亭を運営し、年間を通して多くの利用者が田代地区を訪れており、コミュニティービジネスを全国にも先駆けて実践している取組と捉えております。

柴橋地区においては、地区公民館をコミュニ

ティセンターに移行し、地域運営組織がその指定管理者として運営するという、本市としては初めての試みを実践しているという点が挙げられます。今後、コミュニティセンターを舞台に、住民主体の地域づくりが一層進展していくのではないかと期待しているところであります。

一方、課題として考えられる点を申し上げますと、どちらも60歳より上の年齢層の方が地域運営組織の主たる運営を担っておりまして、若年層のスタッフが非常に少ないことから、今後、将来の担い手をいかに確保していくかという点が課題であると考えております。まずは、地域運営に興味のある若い方々から活動に参加していただきまして、共感と理解を得ていくことが必要なのではないかと考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 ありがとうございます。

そうですね、具体的に田代の例を挙げていただきましたが、まさに立ち上げからずっと私自身関わってきた経験を基にお話しさせていただきますと、立ち上げるときは熱量というのですか、地域の熱量というのはすごく高いのですが、ある程度出来上がってしまった後の持続性というのがすごく難しいなと感じております。

学びの里TASSHOも、指定管理を始めて今年で9年目になります。もう9年たつと、やはり何ていうのですかね、その地域と乖離しているような部分が少し感じられるようになってきたなと思っております。その地域の思いと、施設を管理する、地域運営組織として認定されている団体との思いが、少し乖離しているのではないかと。その辺をうまくすり合わせていくことが今後重要になってくるのかなと。

今回、柴橋地区のコミュニティセンターもそうだと思うのですが、組織化するときの熱量と持続させる気持ちというか、思いというのが、だんだんだんだん薄れてくる。それをどう改善

していくかという、今市長のほうからありましたように、若年層をどう取り組んでいくか、これが重要なことなのかなと思います。

続きまして、地域カルテの活用と見える化について質問させていただきます。

まず、地域カルテの活用についてお伺いします。

令和6年度第1回定例会において、私の一般質問の中で当時の佐藤洋樹市長に答弁いただいた内容なのですが、地域力が向上する具体的な取組について私のほうから質問させていただいております。その際の答弁で、それぞれの地域の状況を把握する上で、地域カルテを作成し、それぞれの地域で話し合いを進めていくことが必要であるという答弁をいただきました。

この地域カルテは、今後政策形成において極めて重要な視点です。地域ごとの人口構成、高齢化の進行、空き家、移動、買物、福祉、防災、担い手の状況などが見える化し、その地域に必要な支援を考えていくことは、限られた財源と人員の中で施策の優先順位を定める上でも欠かせません。現在、地域カルテにはどのような項目が整理され、どこまで更新されているのか、市長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 地域カルテの活用としてどのような項目が整理され、どこまで更新されているのかという御質問をいただきました。

地域カルテは、地域の健康状態や将来の姿を把握し、地域福祉活動への参加意識を高めるために活用されるものとされております。この定義の下、これまで本市において作成したのは、平成29年度に山形県地域運営組織形成モデル事業を活用して作成した田代地区の地域カルテであります。

また、地域カルテは、地域の現状を数値やグラフ、課題、展望などに分類し見える化した資料であると捉えますと、令和6年度に小学校区

単位の各地区で開催した地域ワークショップにおいて、人口、高齢者率、高齢者独居世帯率、道路等インフラの要望内容、町会の要望内容等をまとめた資料を参加者に配付しまして、地域の課題や将来展望について話し合っていたき、その結果をまとめておりますので、それらの資料が各地区ごとの地域カルテとして機能するものと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** 地域カルテという言葉ではないかもしれませんが、今後もその現状をしっかりと認識した上で、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に、その地域カルテの内容は、行政内部の資料として活用されるだけでなく、地域住民の地域運営組織と共有され、話し合いの土台として今後使われていくのか。今の市長の答弁にもありましたが、いろいろな場面でお使いなさっているというのは分かったのですが、この地域カルテによって見えてきた課題を、実際の事業や予算配分、重点支援の判断にどう結びつけていくか、この辺を市長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 地域カルテによって見える化された各地域ごとの課題や展望をどう活用し、重点支援していくのかという御質問をいただきました。

まず、地域カルテ、正式には田代地区のみということにはなりますけれども、そのほかのものも含めたものを地域カルテとしますと、地域課題や将来展望について話し合っていた結果の資料でありますので、その後のカルテの内容を受けて地域でできること、行政でできることを整理し、具体化していくための行動計画、つまり地域づくり計画をその地域において策定するということが必要であろうと考えております。

これまで地域づくり計画を策定し、取組を進

めている事例を紹介いたしますと、田代地区においては、第3期田代地区地域づくり計画を策定し、計画の柱である学びの里TASSHOへの集客と利活用促進を実施してきたところであります。

柴橋地区においては、令和3年2月に柴橋地区地域づくり計画を策定し、様々な事業を展開しているところですが、今後間もなく第2期地域づくり計画へ移行しまして、コミュニティセンターの指定管理者制度の運用と併せ、交流拡大事業等を展開する予定であるとお聞きしております。

寒河江市といたしましては、地域カルテをベースとして、地域づくり計画などを策定した地域の取組を重点的に支援するほか、計画策定を希望する地域への策定支援を進めまして、より多くの地域が地域課題の解決に向けて次のステップへ進んでいけるよう支援してまいりたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** ありがとうございます。

現在、これまで取りまとめた内容というのは、いろんな形で取られていると思います。特に第7次振興計画の策定に当たって、地域ワークショップをなされたと思いますが、そういった資料的なものは振興計画の中には入っていますが、具体的にやはりこういった数字で見える化をしていかないと、なかなか地域の人たちには伝わらないのかなと。言葉だけ、文言だけではなく、どのようにワークショップに参加された方が何人いて、どれぐらいの意見があつてというような、そういった具体的な数字も数値化して市民に示す必要があるのではないかというふうに思いますので、今後そういったいろんな形のワークショップであつたりとか、計画をつくる上で、こういった市が集めた資料を、自治会を通して市民の皆様、最低でも町会長にはこういうふうな意見がありましたよというのを伝える

べきではないのかなと思いますが、市長はどうお考えになりますでしょうか。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 第7次振興計画の策定に当たって、各地域でワークショップを開催しまして、そこで先ほど申し上げたような数値的なところも共有したというところであります。それを踏まえて意見を頂戴したということでもありますので、こうした意見なども、数値も併せて、各地域で引き続き共通理解を得ていただくような、そんな情報共有を図っていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** 今の世の中は、いろんな形でデータというのはかなり集めることができる社会になっていますので、少し工夫すれば、AIを使えば、ある程度集まってしまうわけですね。ですので、市民と行政との思いの違いであつたりとか、そういったものをなるべく少なくするように、ぜひこういった地域カルテであるとか、そういった方向性を行政側で持っている、公開できる範囲での情報というのは、共有していただければと思います。

続きまして、協力隊・集落支援員補助制度の一体運用について質問させていただきます。

まず、協力隊・集落支援員・コミュニティ補助金の一体的な活用についてお伺いいたします。

地域課題が複雑化する中で、制度ごとに別々に支援するのではなく、地域の計画や実情に合わせて、人材、財源、伴走支援を一体で組み合わせていく必要があります。特に地域おこし協力隊や集落支援員は、地域の内外をつなぐ重要な存在であり、その配置の仕方や任期後の定着支援は、地域運営組織の将来にも大きく関わります。

少し余談にはなりますが、令和7年度の補正予算において、地域おこし協力隊の予算が減額補正されておりました。本市の採用条件が厳し

いのか、条件に合った協力隊を採用することができない状況になっていることがそのとき分かりました。

協力隊の採用には、今いろんなやり方がありまして、お試しやインターン制度なども積極的に活用して門戸を広く取っていただいて、市職員の代わりの仕事ではなく、隊員として本市でやりたいことができ、定住に結びつけられる環境づくりが必要なのではないかと思います。

また、先日の伊藤議員の一般質問の中でも市長答弁がありましたが、本年度、集落支援員が白岩地区に配置されました。これはもう本当に感謝しております。ようやく支援員が増えたと思っておりますが、白岩地区の課題は広範囲に山積しておりますし、市内の他の地域にも多くの課題がありますので、これらの地域課題を解決する上では、地域おこし協力隊や集落支援員はまだまだ少ないと思っております。こういった国の制度がありますので、しっかりこれをPRして増やすべきではないかと思っております。

現在の地域おこし協力隊、集落支援員、コミュニティ補助金について、それぞれどのような目的でどのように運用されているか。その上で、農村RMOや地域カルテで把握した地域課題と連動する形で、これらの制度を一体的に運用する考えがあるのか、市長にお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 地域おこし協力隊、集落支援員といった国の制度での人員配置、そして農村RMOなどの制度、そして本市の取組である地域コミュニティ活性化推進事業補助金などを一体的に運用することについて、どういった考えを持っているのかという御質問をいただいたところであります。

地域おこし協力隊の制度というのは、都市地域から住民票を異動し、地域おこし支援や住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地

域への定住定着を図る取組でありまして、活動地域に柔軟で新しい発想を取り入れることができるとされております。

一方、集落支援員の制度は、集落の維持活性化のため、地域の実情に詳しく、ノウハウを有する人材が、集落点検や住民同士の話合いの促進を行い、活性化に向けた取組や地域運営組織をサポートする取組ということであります。

一般的に、地域おこしにはよそ者、若者、ばか者が必要であると言われております。ばか者というのは、地域活性化に熱心にばかになって取り組む人という、熱意ある人だという意味ですが、地域おこし協力隊と集落支援員というのは、このよそ者、若者、ばか者の受皿と捉えられております。地域に活力をもたらし存在として認識され、全国的に受けられているというような制度であります。

これまでの本市の事例を紹介いたしますと、田代地区においては、地域の要望を受けまして、集落支援員と地域おこし協力隊を受け入れたことにより、特定非営利活動法人という地域運営組織の形成につながりまして、現在のコミュニティビジネスへ展開したという経過がございます。

柴橋地区においては、集落支援員を複数配置しまして、地域運営組織の形成に向けた準備を行い、法人化とコミュニティセンターの指定管理者制度導入につながったと考えております。

また、地域コミュニティ活性化支援事業は、住民が主体となった活性化の取組を財政支援するというものでありますが、地域運営組織を形成するまでの間の話合い、またその後の事業化に活用できる補助メニュー等により、地域課題の解決に向けた取組というものを後押ししてきたと考えております。

これらを鑑みますと、地域おこし協力隊、集落支援員、地域コミュニティ活性化支援事業と、これらの制度は本市の地域づくりにおいて大き

な役割を果たしてきているのではないかと考えております。

議員御提案のように、一体的に運営することでさらなる相乗効果が期待できると考えますので、今後より一層効果的な運用となるよう、それぞれの制度の一体的な進め方について研究、検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○佐藤政人議員 今後、一体的な運用というのは、制度とか若干違ったりとか、本市での独自の支援策であったりとか、いろいろなハードルはあるかと思いますが、一体的に運用するというのはすごく大事なかなと思っております。

また、市長のほうから、協力隊というのはよそ者、若者、ばか者というお話がありました。私も集落支援員、寒河江市第1号という経験者ですので、そのばか者に当たるのが私かなと思っております。よそ者であったり、若者であったり、いずれ長く定着するとばか者になっていくという、このばか者がしっかりと地域を盛り上げていかないと、なかなか地域課題に携わることはできないかなと思っております。

次に、人材育成と出口戦略として、集落支援員の発掘や地域おこし協力隊の着任、任期後の定住定着に向けて、どのようなサポートをしていくのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 人材育成と出口戦略として集落支援員の発掘や、地域おこし協力隊の定住定着をどのようにサポートしていくのかというような御質問をいただきました。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、

地域運営組織の運営における大きな課題というのは、若年層のスタッフが極端に少ない現状において、今後将来の担い手をいかに確保していくかということでありまして、地域運営の担い手を安定的に確保していくということは、持続可能な地域運営にとっての必須事項であると考えております。

地域おこし協力隊は、地域活動に興味がある都市部の若者が地域に移り住んで活動する制度でありまして、任期は3年までとなっていることから、任期後のなりわいの準備を進めながら任期中の活動をしていただくことが必要になります。このため、地域運営組織の組織化、そしてその後の事業展開において、収益性のある事業に取り組むことによってなりわいをつくり出し、定住定着につなげることが重要であるということと考えております。これは、現実的に難しいことであると承知しておりますので、協力隊のスキルアップやサポートにも十分意を用いてまいりたいと考えております。

また、地域内での集落支援員の発掘についても、地域運営組織の形成を目指す地域にとっては大変重要であると考えております。地域のワークショップに参加していただく方や、地域の取組に協力していただいている方など、地域内の多様な方々とコミュニケーションをより深めながら、地元に対する熱い思いを持ちつつ、地元の皆さんから一定の信頼を集められるような、そんな方を見いだしていくことが、今後さらに必要であると考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 ありがとうございます。

協力隊においては、寒河江市に来てどんなことをやりたいかというのを重要視するべきであるのかなと。先ほども少し触れましたが、市職員の代わりの仕事をさせるわけではなく、その地域に入ってどんなことをしたいのかというのをしっかりとサポートしてあげるということが、

今後の定住につながるのかなと思います。

あと、集落支援員については、残念ながら私PR不足だなと思っております。というのも、今回白岩地区に入った方については、ある会合のときにお話をさせていただいて、集落支援員という制度があるよということをお話ししたところ、興味を持っていただいたという経緯があります。ということは、この制度を知らないから誰も手を挙げないということもあると思いますので、ぜひ、極端な話、市報で募集してもいいのかなと思います。それぐらいやらないと、この集落支援員というのはなかなか集まらないのかなと思っております。

次、通告番号14、鳥獣被害防止と捕獲後処理体制の広域的な再構築について質問させていただきます。

鳥獣被害防止と捕獲後処理体制の広域的な再構築については、今後重要視されてくると考えております。そして、鳥獣被害に関する質問は、いろんな角度で同僚議員からこれまで何度も行われてきましたが、国の方針や制度の見直しが行われている状況ではありますが、農業・人的被害の抑制、捕獲の担い手確保、処理負担の軽減は、継続的かつ切実な行政課題であると考えます。

まず、鳥獣被害の現状と計画の検証について質問させていただきたいと思います。

本市における鳥獣被害の現状と計画の検証について。

鳥獣被害は、単に被害額だけの問題ではなく、農家の営農意欲の低下、耕作放棄地の増加、地域コミュニティの維持困難にもつながる問題です。そのため、被害額、被害面積、主な被害作物、被害の集中地域などを継続的かつ客観的に把握し、計画の妥当性を検証することが重要だと思っています。そこで、直近3年間の被害状況の推移についてどのように分析しているのか、市長にお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 まず、本市の直近3年間の有害鳥獣の捕獲頭数について申し上げますと、令和5年の熊の捕獲頭数は22頭、令和6年は10頭、そして令和7年は30頭であります。

イノシシにつきましては、令和5年が31頭、令和6年が45頭、令和7年においては71頭となっており、イノシシは明らかに増加傾向であります。

御質問の被害状況の推移についてであります。毎年度、県に野生鳥獣による農作物の被害状況報告を行うことになっておりまして、令和5年度の被害総額は3,341万1,000円で、被害面積は8,556アール、主な被害を及ぼした鳥獣はムクドリやウサギ、カラス、熊、イノシシであります。主な被害作物は、さくらんぼやリンゴ、ラ・フランス、桃などの果樹がほとんどですが、イノシシによる稲の被害というものも見受けられます。被害の地域としては、白岩、谷沢、醍醐、平塩と中山間地域が多くなっております。

令和6年度においては、被害総額3,416万9,000円と前年に比べ微増となっております。被害面積については3,549アールと大幅に減少しておりますが、これはムクドリの被害面積が減ったことが要因と思われます。被害を及ぼした鳥獣や被害作物、被害地域は同様ですが、この年は果樹が不作だったこともありまして、熊による被害量というのは減少したものの、イノシシの出没が増えたことが微増の要因になったと捉えております。

次に、令和7年度の暫定値であります。被害総額は4,252万1,000円と前年に比べ2割ほど増加しております。被害面積は3,630アールと前年並みとなっております。御承知のとおり、昨年は熊の出没が相次ぎまして、果樹被害が増加いたしました。また、ハクビシンによる果樹被害が増加傾向となっております。

こうした最近の被害状況を踏まえ、今年度改

定する予定の鳥獣被害防止計画にどのように反映していけるか、十分検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 ありがとうございます。

昨年度の熊、イノシシの捕獲頭数というのは、やはり比べものにならなかったということが理解できるのですが、熊とかイノシシ、寒河江市だけ出ているわけではないので、周辺自治体との連携というのが非常に、情報共有というのが大事なのかなと思います。

次に、現場の声の反映についてお伺いしたいと思います。現場の農家や地域から寄せられた声を、地域の計画の見直し等にどう反映してきたかについてもお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 本市の鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づきまして、国の基本指針に即して策定することとされております。

現在の計画は、令和6年度から令和8年度を計画期間として、令和5年度に改定されたものであります。その当時、関係機関としてJA、白岩地区町会長連合会、猟友会、漁協、農業委員会に意見照会を行っております。内容としては、放任果樹伐採等の環境管理や電気柵の有効な活用法などが意見として上げられておりました。

このような意見を受けまして、計画には、今後の取組方針の中に放任果樹等に関するものを前回新たに盛り込んで、補助金等を活用した事業を実施しております。

また、電気柵に関連した記述につきましては、侵入防止柵の管理等に関する取組の項目を設けまして、適切な電気柵の設置及び管理について周知を図っております。

次期計画の見直しにおきましては、最近の被

害実態を踏まえ、これまで実施した対策の効果や課題を検証し、さきに述べた関係団体や被害の大きい地域等と連携を進めるとともに、県などとも調整を図りながら鳥獣被害防止に努め、安心して農作物の生産に取り組める環境の維持向上を図ってまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 こういった計画をつくる上では、現場の声というのがすごく大事になってきますので、ぜひ、今年度ですかね、この新しい計画がつくられるというのは、今年度の新しい計画についてもしっかりと現場の声を反映した計画にしていきたいと思います。

次に、捕獲後処理とクリーンセンター・広域連携について質問させていただきます。

まず、捕獲後処理とクリーンセンター・広域連携については、令和6年度第3回定例会で私のほうから一般質問をさせていただきましたが、鳥獣被害対策において、捕獲を進めるだけでは十分ではなく、捕獲後の処理体制が整っていないければ、現場の担い手の負担が過重となり、継続的な対策が困難になります。そこで、現在捕獲された個体がどのような流れで処理されているのか、また処理に係るハンターや地域の負担について、市としてどう認識しているのかお伺いします。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 まず、捕獲された個体の処理についてであります。鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣が定めた鳥獣基本方針において、捕獲物は持ち帰り、または適切な方法で埋設することとされておまして、本市においては捕獲者の協力の下、捕獲個体の埋設等の処理を行っております。

しかしながら、現在、捕獲される個体が増加していることから、新たな埋設場所の確保が課題となっております。近隣の自治体では、簡易的なコンポストによる処理の在り方を検討して

いるというところもあるようですので、このような事例を参考にさせていただくなど、より効率的でかつ捕獲者の負担が軽減される処理について検討していきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** ありがとうございます。

前回、令和6年度の定例会で前佐藤洋樹市長からの答弁でいただいた、クリーンセンターの活用や周辺自治体との広域連携について、今後検討が必要になるという御答弁がありました。実際にクリーンセンターの活用について、協議、検討が行われたのかについて、市長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 捕獲個体の処分に係るクリーンセンターの活用及び周辺自治体との広域連携の検討状況ということでありますけれども、西村山地方総合開発推進委員会と西村山地方議長協議会の連名におきまして、令和8年度西村山地方開発重要事業要望書を県に提出しております。

この中で、鳥獣被害対策として、1、自治体の継続的な活動につながる捕獲活動の実施に見合った捕獲活動費用への十分な支援、2、新たな担い手となる新会員の猟友会への入会促進のための狩猟免許取得費用に対する支援、3、野生鳥獣の活動範囲の拡大に対応した市町村の枠を超えた村山地域における広域的な被害防止対策に係る体制整備、そして4としまして、捕獲数の増加に伴い負担が重くなっている自治体による事後処理について、負担を軽減するための村山地域における捕獲個体処理施設の整備や、ジビエ活用の検討を図ること、5、熊などの市街地出没等、有事の際における県の迅速かつ手厚いバックサポート体制の整備を、県へ要望として提出しているところであります。

広域連携による収集、運搬、解体、焼却処理に関する検討協議ということにつきましては、改めてこのたび確認させていただいたところ、

具体的な検討協議までには至らないまま、昨年度の熊の大量出没を迎えてしまったということでありました。

現在ある寒河江地区クリーンセンターの施設を有効活用するための周辺自治体との広域連携に関しては、昨今の熊出没の急増を受け、収集から運搬、解体、焼却までの各過程における実効性・効率性を含め、改めて検討すべき課題であると考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** ありがとうございます。

このクリーンセンターの活用というのは、周辺自治体の熊とかイノシシの捕獲頭数、寒河江は比較的少ないですけれども、朝日町とか、大江町とか、西川町というのは非常に多いわけです。実際、前回の質問のときには、その後どのような対応をしているかということ、朝日のほうではコンポストとって、土管を埋めて、そこにどんどん解体したものをまとめていたと言ったらおかしいですけれども、埋めているというような状況になっておりますし、クリーンセンターというのは寒河江市単体で運営しているわけではないので、周辺の自治体との連携、協議、検討というのは、もっともっとやるべきではないのかなと思っております。

先日の野口議員のほうでも、クリーンセンターについての質問がありましたが、本市議会でも一般質問した案件がしっかりと広域行政事務組合の事業にどのように反映されていくのかということも、過程がどうなっているのかというのが我々は分からない状況で質問しているわけですので、今後本議会で質問が出た内容については、しっかりと事務組合のほうで検討していただける内容として上程していただくなり、行動を取っていただきたいなと思っております。

次に、財政負担と費用対効果についてお伺いします。

鳥獣被害対策については、国の支援策が年々

増加していることは承知しておりますが、実際の本市における交付金や補助金と自主財源との推移、そして実働に合った支援となっているのかについて、市長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 本市における鳥獣被害に対する支援についてお答えさせていただきます。

市単独事業としては、有害鳥獣捕獲の担い手確保及び育成のための市新規狩猟免許取得等補助金、市猟友会員の技術向上支援のための市猟友会員狩猟技術向上支援補助金がありまして、令和7年度は市新規狩猟免許取得等補助金として17万6,000円、市猟友会員主要技術向上支援補助金として15万円を支援しております。

県補助金を活用した支援といたしましては、電気柵購入補助や不要果樹伐採等の補助として、有害鳥獣被害対策推進事業費補助金があり、令和7年度の電気柵購入補助については42万3,432円、不要果樹伐採等については24万9,999円を支援しており、農作物の鳥獣被害を防止するための支援も行っております。

また、本市では、野生鳥獣による農林水産物の被害防止並びに地域住民の安全・安心な生活環境の確保を図るため、寒河江市鳥獣被害防止対策協議会を設置しております。この協議会において、鳥獣の捕獲等を行う市鳥獣被害対策実施隊員の捕獲出動手当、箱わなやくくりわな等の備品購入費等を支出しておりまして、決算額の過去3年間の推移といたしましては、令和5年度が427万4,203円、令和6年度が485万850円、令和7年度が962万7,045円と年々増加しております。

一方で、さきの答弁でもございましたが、令和5年度以降の熊、イノシシの捕獲件数についても年々増加しております。令和8年度から、特に危険を伴う熊の見回りと現場確認等を行っている実施隊員の手当の拡充を行うなど、実働に合った支援に努めているところでございます。

今後も本市の状況に合った国・県の交付金補助金のメニューを活用していきながら、被害対策の充実した支援に努めてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** ありがとうございます。

やはり実際に活動される方というのは、年々高齢化しておりますので、やはり若者、若者と言ったらおかしいのですけれども、今の年齢層より若い人たちが活動できるような支援なども実際に行っていただければと思います。

そして、有効活用（ジビエ・皮革）と地域づくりとの接点についてお伺いしたいと思います。

初めに、捕獲鳥獣の有効活用についてお伺いします。

本市の鳥獣被害防止計画には、有効活用に関する事項には、捕獲した鳥獣の利用方法が全て該当なしとなっております。そこで県内を見ると、小国町と上山市、鶴岡市にジビエ処理施設があります。本市でも処理施設を造れということではないですが、駆除した鳥獣をこういった施設に送り込んで、ジビエや皮革、革ですね、革などに有効活用できないものかと思います。

その際問題になるのが、この計画にある、捕獲した鳥獣の処理に関する事項で「焼却、埋設、自家消費等適切な処理」の解釈になるのかと思います。

一方で、衛生管理、採算性、安定供給、担い手、流通体制など実用化には複数の課題が伴うことも理解しております。

そこで、本市または周辺地域においてジビエ利用や皮革活用などに関する調査、試行、連携の状況をどのように把握しているのか、市長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 周辺地域におけるジビエ利用や皮革活用の状況につきましては、ただいま佐藤議員がおっしゃるとおり、県内には小国町、上

山市、鶴岡市に食品衛生法の許可を受けた食肉処理施設、ジビエ処理施設がございます。それぞれの施設運営等について各市町へ確認したところ、市町からの運営負担金などは支出しておらず、自主財源での運営を行っているというような状況だそうです。飲食店を経営されている方がジビエ処理施設を運営しており、自らの店舗でジビエ料理を提供するための施設として運営しているということのようです。

厚生労働省のガイドラインによりますと、ジビエの食肉処理において、捕獲個体は速やかに食肉処理施設に搬入することとされております。一般社団法人日本ジビエ振興協会発行のジビエハンドブックというものによりますと、捕獲後一、二時間程度が望ましいとされておまして、県村山保健所においても、それらを参考に指導しているということでありました。

捕獲後の運搬に時間を要することもありまして、現実的に本市で捕獲された鳥獣をこれらの施設に持ち込むということは困難でありまして、鶴岡市や小国町の施設では、その管内で捕獲された鳥獣以外の受入れは行っていないということであります。

私も小国町の施設の許可に当たって関わらせていただいたことがあります。捕獲から処理までの過程において、厳密な審査というものがなされておりました。

このような状況を踏まえまして、本市または周辺地域における処理施設の在り方や連携については、今後も研究課題とさせていただきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤政人議員** ありがとうございます。なかなか進まないとは思いますが、ちょっと時期的には忘れたのですが、1か月ほど前にですけども、こういったジビエ肉を買い取りますという、山形新聞に広告が、紙面の広告が入っております。業者の所在地を見ると、大阪のほうでし

た。全国でもそうやって集めている業者もいらっしゃると思いますので、そういったところに流していくのも一つ方法としてあるのかなと思います。

そして、最後の質問になりますが、地域づくりとの接点についてお伺いしたいと思います。

有効活用は、単なる後処理の問題にとどまらず、地域資源化の可能性まで視野に入れた論点であると受け止めております。もともと狩猟というのは、食料や毛皮を取るための手段でした。それが今や、自然保護や地域社会を守るための重要な役割に変わってきました。猟師の方も、以前の自分のための猟から、今では市民のための活動に変わってきています。

そこで、地域がどのように鳥獣対策に関わっていけばよいのか考える必要があると思います。また、鳥獣被害対策を単なる守りの施策にとどめず、地域運営組織や協力隊などと連携しながら、地域づくりや担い手づくりにどう結びつけていくのか、市長にお伺いします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 現在よりも頻繁に狩猟が行われていた時代というものは、捕獲した動物もまた自然からの恵みとしまして、食料や毛皮といった地域の生活を支える資源であったということは、ただいま佐藤議員がおっしゃるとおりであると認識しております。

また、狩猟圧によって生息密度を引き下げ、地域の里山や農地から有害鳥獣を遠ざけ、作物を食害などから守ると同時に、人と鳥獣とのすみ分けが成り立つということで、それぞれの生活圏が確立されていたと考えます。

捕獲した有害鳥獣を地域資源と捉え、地域に還元するということを、ジビエの利活用などに求めた場合、先ほども申し上げたとおり、現在県内にあるジビエ処理施設では外部からの受入れをしていないということもありまして、こうした施設の利用や連携については難しいというような状況であります。

効率性が低く、ビジネス的にはなかなか難しいと言われておりますが、地域づくりの観点から、有害鳥獣被害対策において、地域の方がどういった関わり方をして、その中で活躍する担い手づくりをどう進めていくのか、地域おこし協力隊の活動なども一つだと思います。こうした方法も含めて、他の自治体の事例なども参考にしながら、本市に適した施策について検討してまいりたいと考えます。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤政人議員 以上、2項目について質問いたしました。いずれのテーマも地域の持続性、農業の継続、住民生活の安心を支える重要課題であり、これまで答弁で示された方向性が今後どこまで具体化されるかが問われております。

今後もしっかりと取り組んでいただき、本市の発展に寄与できるようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

児玉 崇議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号15番から17番について、4番児玉 崇議員。

○児玉 崇議員 壮風会の児玉 崇でございます。

私こと、せんだって足の親指を骨折いたしました非常に痛い思いをしましたが、地に足をつけるという言葉がございますが、改めて足元の大切さを実感しているところでございます。今後の議員活動においても足元をしっかり見詰め、笑いが聞こえているようではありますが、しっかりと議員活動してまいりたいと思っております。

それでは、通告番号15番、公営競技場外車券場への業態変更についてお伺いしたいと思います。

今回、赤田地内に所在する既存の遊技施設について、パチンコ店から公営競技である競輪やオートレースの場外車券売場へと業態変更する

計画が進められております。私は、この施設の近隣地域に住む1人として、また町内会の町会長、そして地元本楯地区の連合会長として、この間地域の皆さんの声を直接伺ってまいりました。住民の皆さんからは、「説明会はあったが、まだ不安が残る」「何がどう不安なのかは説明しにくい、何となく大丈夫なのかという気持ちがある」といった声が聞かれます。

一方で、町会長の皆さんからは、「輪番制でたまたま町会長になっている立場であり、事業者から町内会として同意書を求められても、どう進めてよいのか分からない」「後から何か問題が起きた場合に責任を取らされるのじゃないかと不安だ」「そもそも市から委嘱され、地域活動を担っている町会長が、民間事業者の依頼を地域で取りまとめろというのは、役割として違和感がある」というような、非常に率直で現実的な声も伺っております。

私は、これらの声を決して特別なものとは思っておりません。むしろごく普通の地域住民、そして責任感を持って地域を支えている町会長だからこそ抱く自然な不安や戸惑いであると受け止めております。

また、これまで事業内容について説明を受ける中では、現時点において、地域の生活環境に重大な影響を及ぼすような具体的な問題は示されているわけではありません。さらに、事業者からは、一時避難所として施設提供の意向や周辺地域の美化活動への協力なども示されており、地域貢献への姿勢も一定度うかがえるところであります。

しかしながら、住民の皆さんの中には、反対ではないが、同意してよいものか判断がつかないという迷いが確かに存在しております。だからこそ私は、本日はこの事業の賛否を伺うものではなく、地域住民が不安を抱えたまま判断を迫られることのないよう、市としての基本的な認識や考え方を確認し、住民の皆さんが安心して

で判断できる環境づくりにつなげるため、何点かお伺いしたいと思っております。

それでは、まず初めに市としての基本的な認識についてお伺いします。

当然ながら本事業は民間企業による事業活動であり、その最終的な判断や責任は事業者にあるものと理解をしております。

一方で、施設は寒河江市内に所在し、地域住民の生活環境とも無関係ではありません。また、住民の皆さんが不安を抱えている背景には、市としてどう見ているのかが見えないという側面も少なからずあるように感じております。

そこで、本事業は民間企業によるものであると認識しつつも、施設が市内に所在することから、市としてどのように認識しているのか。また、都市計画法や関係条例等に照らし、本計画に特段問題視されるような点はないのか、市の見解をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 児玉議員のただいまのお話にもありましたとおり、この業態変更は公営競技場外車券売場設置を所管する東北経済産業局の指導に従いながら、民間企業が進めている事業であります。都市計画法及び関係条例等を確認させていただいたところ、当該施設の所在地は都市計画法の用途地域で準工業地域に指定されておりまして、場外車券売場の設置というのは可能な地域ということであります。また、本市の関連する条例や騒音等に関する規則に照らし合わせても問題はないと判断しております。

このたびの業態変更が法令に従って適正に実施されている限り、市としてこれを覆す権限や根拠というものは無いという事実について、承知しているところであります。

当該事業者につきましては、1996年、平成8年12月に現在地でパチンコ店をオープンして以来、継続して営業されておりますが、近年の利用客の減少に伴い、閉店も含む様々な検討を行

った上で、場外車券売場への業態変更を御決断されたと伺っております。パチンコ店が閉店し、大きな空き店舗となった場合、雇用や経済効果が失われ、さらに防犯上の不安が著しく増加することになるのではないかと考えますので、この業態変更によって事業活動を継続していただくということは、市にとって経済や交流人口の観点などからもプラスの要素が上回るものというふうに捉えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ありがとうございます。

それでは、次に地域への影響についてであります。

公営競技という言葉から、法律に守られているという側面にある一方、住民の中には漠然とした不安を抱く方がおられるのも事実であります。特に治安は悪くならないのか、交通量は増えないのか、あとは子供たちへの影響はないのかといった声を耳にいたします。

しかしながら、その不安が必ずしも客観的な事実に基づくものなのか、あるいはイメージ先行なのかについては、行政としての見解を示していただくことが、住民の安心につながると考えます。

そこで、本事業による地域への影響、すなわち治安、交通、青少年環境などについて、市として現時点でどのように評価、認識されているのかをお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 場外車券売場の設置に当たっては、施設周辺での治安や風紀の悪化、道路の混雑、騒音、ごみの散乱、青少年への影響というもの懸念されることから、市としましては、このたびの業態変更に当たって、こうした懸念事項の発生防止の取組を事業者のほうに要請したところであります。

パチンコ店を約30年間営業されてきた経過を見ましても、重大な問題となる事案は発生して

いないと認識しておりますので、場外車券売場に業態変更された場合でも、警備員や清掃員などを適切に配置していただくことによって、地域への影響は現状と大きく変わらないのではないかと考えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ありがとうございます。

また、今回事業者からは災害時における施設の一時避難所としての場所提供についても意向が示されていると伺っております。

近年、全国的に大規模災害が頻発する中、民間施設との連携は、地域防災においても重要性を増しております。もちろんこれをもって事業全体の評価を左右するものではありませんが、地域にとって一定の公益性を持つ可能性があるのではないかと考えます。

そこで、事業者が災害時の一時避難所として場所提供を表明していることについて、市としてどのように受け止めておられるのか、お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 事業者のほうから、一時避難所として活用してほしい旨の申出をいただいているということでございまして、大変ありがたいお話であると受け止めております。

当該施設の立地位置については、浸水想定区域内にありまして、浸水深が最大で3メートル程度とされておりますので、水害時の指定避難所としての指定というものは困難であります。高層施設でありますので、河川氾濫時などの切迫した状況下での垂直避難など、緊急時の一時避難施設としての役割であれば、十分に有効であると考えております。

また、本市においては、熱中症対策にも取り組んでおります。公共施設のほか、民間施設の協力もいただきながら進めているところでございます。現在のところ、クーリングシェルターとして市内の17施設を指定しており、このうち

民間施設については4施設となっております。お申出の施設については、無料のウォーターサーバーなどの設置もする予定ということで伺っておりますので、施設の一角を御指定いただくということが望ましいものと考えております。

青少年の健全育成に対する御協力と併せて、さらなる御支援をお願い申し上げたいと考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ありがとうございます。

本市もこれまで民間企業とのいろんな分野での協定締結の実績がありますが、これを機に防災災害対策の協定はもちろんでございますが、今市長からもありました、昨今のトレンドにもなっておりますが、本市でも約20か所のクーリングシェルターが登録されておりますので、そういったところで、ここの近くでいくとケースデンキが登録されているようでございますが、受入れ人数が4人なんて書いていました。なんていうことも含めまして、ぜひ暑さ、熱中症対策による市民の命を守るための協定締結、こういったものもぜひ検討していただきまして、地域、そして市民を守る包括的な連携としての協定締結を御検討いただければと思います。

それでは、次に住民説明及び同意取得の進め方についてお伺いいたします。

先ほど市長からもありましたが、今回東北経産局から提示されている対象区域からの同意取得について、事業者は説明会を実施しながら、対象区域内の個々人ではなく、町内会単位で同意を求めている状況があります。しかしながら、特に輪番制で町会長を務める方々からは「自分の判断で地域の意思を背負うことに不安がある」「企業の依頼を町会長が取りまとめること自体に戸惑いがある」といった声が聞かれております。私は、この不安は極めて自然なものだと思っております。

その上で、市として住民不安をどう受け止め、

必要な関わりをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。現時点で地域住民から本事業に対する不安や反対の声は市に寄せられているのか。また、今後住民からの不安の声が寄せられた場合、市として事業者に対し参加説明会の開催や丁寧な情報提供など、どのような対応を求めているのかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 現時点におきまして、地域住民から本事業に対する不安や反対の声は市に寄せられているのか、また今後寄せられた場合、市として事業者にどのような対応を求めているのかというような御質問をいただきました。

一部の町会長の方から、国道112号と県道23号天童大江線との交差点付近で交通渋滞が懸念されるというようなお話はございましたが、事業に反対する御意見というのは、現在のところ寄せられておりません。

場外車券売場の設置に当たって事業者と地元警察署の間で交通安全対策や駐車台数、警備員の配置計画等について事前協議が行われていることですので、市といたしましてもその内容を確認してまいりたいと考えております。

また、今後地域住民から不安の声が寄せられた場合は、市として事業者に対し住民の声を伝え、必要に応じて説明会の追加開催や、情報の提供、不安解消のための対策の実施といったことを申し入れてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** どうもありがとうございます。

それでは、この質問の最後に、警察署の施設詰所の設置についてお伺いをしたいと思います。

住民の中には、漠然とした治安不安を持たれている方もおります。一方で、今回の計画では警察署の詰所設置も予定されておると伺っております。これはむしろ安心材料の1つとして受け止めることもできるのではないかと思います。そこで、住民の不安解消という観点からも、市の見解を確認していきたいと思います。

警察署の施設詰所設置について、市としてどのように評価しているのか、また住民の安心確保という観点からどのように説明していく考えなのかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 市内各地域において事業者より業態変更に係る説明会を開催しているとお聞きしております。また、場外車券売場という公営企業施設に不安を持たれている方もいらっしゃるのではないかと考えております。

事業者の業態変更計画の中で、施設内に警察署の詰所が設置され、また警察からの指導により監視カメラも設置されるとお聞きしております。地域にこれまでなかった防犯施設が設置されるということは、地域での安全・安心の確保につながるものと捉えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** どうもありがとうございます。

冒頭申し上げましたとおり、私は決してこの事業の賛否を論じるために質問したということではございません。地域には、よく分からないから不安だと言う声も出ております。また、一部の町会長からは、先ほどから申し上げたとおり、町会長に責任を負わせないでほしいというごく自然で真つ当な声が出ております。この質問が、そうした対象地域の住民の皆さん、そして悩みながら地域をまとめておられる町会長の方々にとって、少しでも安心材料となることを期待し、この質問を終わりにしたいと思います。

それでは、続きまして、通告番号16番、源泉老朽化による湯量低下問題への対応、計画につ

いてお伺いしたいと思います。

現在、本市の温泉事業において、大きく2つの問題が同時に発生しております。1つは、源泉そのものの老朽化に伴う湯量低下の問題です。そしてもう一つは、市民浴場の管理運営体制の問題であります。この2つは、現在結果として相互に影響し合う状況となっておりますが、発生当初は本来別個の問題であり、それがたまたま同時期に重なってしまったものであります。まさに市としては、ダブルパンチとも言える極めて厳しい状況に置かれているものと感じております。

それではまず、源泉の問題についてであります。

昨年秋以降、新寒河江温泉源泉において揚湯量の低下が確認され、市民浴場湯りさがえの臨時休業が繰り返される事態となりました。報告いただいた内容によれば、これまで毎分900リットルから1,000リットル程度で推移していた揚湯量が、大きく変動する不安定な状態となり、調査の結果、源泉井戸内のケーシング、いわゆる金属管の経年劣化、崩壊によって土砂が堆積し、井戸内部が埋没している可能性が高いと御説明をいただいております。

また、現在の源泉は掘削から約45年が経過しており、既存井戸の修繕はかえって崩壊を拡大させ、現状の湯量すら確保できなくなるおそれがあることから、新たな源泉井戸の掘削も視野に検討していかなければならない事態であることの説明もいただいております。

また、源泉掘削となれば、候補地の選定、温泉湧出調査、県や関係機関への申請、温泉審議会への手続など多くの工程を要し、当局の説明でも認可まで1年から1年半程度かかる可能性があるとも説明をいただいております。

しかも、現在この源泉は市民浴場だけではなく、市が整備した民活エリア内の複数施設にも供給されております。そのため、湯量が不安定

になるたびに、担当課では源泉状況の確認、休業判断、関係機関への連絡、市民への周知、再開時の対応などに追われ、本来の業務にも少なからず支障が出るものと推察しております。

また、現場で運営に携わる受託事業者においても、急な休業や営業再開への対応など相当な負担が生じるものと思われれます。

以上のことから、今回の問題は単なる一時的トラブルではなく、市の温泉事業全体に関わる重要課題であると考えております。

それでは、まず源泉老朽化による湯量低下問題の対応計画についてお伺いしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、湯量が低下したということが時に発生しているということで、市民浴場湯りさがえだけではなく、今申し上げた民活エリア、クア・パーク内の複数施設にも供給されていると。今回の問題は、まさに市の温泉事業全体にも関わる重要な課題となっております。

こうしたことから、現在市としては新たな源泉掘削を視野に、掘削候補地の調査を進めているとのことではありますが、一方で各種申請、認可、工事などかなりの期間を要することも説明されております。その間も市民浴場は営業を継続しなければならず、担当課や現場では、その都度対応に追われている状況であります。

そこで、本年度に入ってから源泉の揚湯量は何らかの原因で低下し不安定になることがありましたが、現在市民として最も気になるのは、毎日湯量が確保されているのか、今後も安定供給が可能なのかという点であるかと思っております。そこでまずは、このたびの湯量低下における現在の湧出状況についてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** このたびの湯量低下における現在の湧出状況について御質問いただきました。

昨年10月22日に揚湯量が急激に低下し、11月14日に実施した源泉孔内調査の結果から、源泉

孔内の金属ケーシングが経年劣化によって崩れ、土砂が堆積していることが判明したことは御案内のとおりであります。現在はケーシング内に土砂が堆積しているものの、その土砂の隙間を通過して温泉水が湧出しており、その湧出量を見極めながら、揚湯ポンプの電圧調整を施すことで湯量確保に努めているところであります。

先月、5月の1か月平均揚湯量は毎分1,044リットル、1時間ごとに計測した揚湯量では最小値で毎分844リットル、最大値で毎分1,165リットルと、変動幅があるものの比較的安定しているということでもあります。

ただ、4月20日に発生しました三陸沖を震源とする地震の翌朝21日には、揚湯量が毎分525リットルまで低下し、その日の夜には毎分985リットルまで回復したり、7月29日には前触れもなく湯量が毎分379リットルまで低下するなど、日や時間によって大きく変動を繰り返しているような状況で、温泉掘削事業者の見解では、源泉孔内に堆積している土砂が動くことで湧出量が増減してしまうのではないかと考えています。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** 今は、本当にこうなる前と同じぐらい湯量を確保されているというところではありますが、これもあくまでも自然現象でございしますので、何とも言えないところはありますが、特に担当職員の方々にとっては、地震が来るたびにドキドキしなきゃならないのかなというところは、ちょっといかなものかなと思います。

また、市民浴場では湯量低下によって臨時休業を余儀なくされる状況が発生しております。市民からは、今日は営業しているのか、また休業か、いつまで休みになるのか分からないといった声も聞かれ、利用者にとっても不安定な状況が続いております。特に高齢者の方々にとっては、市民浴場が日常生活の一部となっている

ケースも多く、休業の影響は決して小さくないと思っております。

そこでお伺いしたいと思います。市民浴場が臨時休業となった頻度と臨時休業となった場合の営業再開までの日数は、これまでどの程度要したのかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 今年度に入って、4月以降において市民浴場が臨時休業となった回数は4回ございました。ただ、4回とも湯量低下に起因したものではありませんでしたので、市民浴場施設内のシャワー用給湯設備の修繕に伴うものが2回、新寒河江温泉源泉の湯量低下によるものが2回となっております。

臨時休場後、営業再開までに費やした期間についてですが、給湯設備の修繕によるものが延べ3日間、新寒河江温泉源泉の湯量低下によるものが、4月21日から26日までの6日間、4月29日、30日の2日間の延べ8日間となっております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ありがとうございます。

こういった、今の問題で休場になったというのは、今年度に入っていないということでございますが、やはり民活エリアへの安定した供給、また市民浴場の安定した運営をしていくためには、新たな源泉掘削がマストであり、かつ急務であると考えます。そこで、新たな源泉掘削までの間、幾つかの対応について伺いたいと思います。

現在のように湯量が不安定、今は安定ですが、不安定なときもあるということで、こういう状況で急な休場や、すぐには判断できない営業再開が今後も発生する可能性はあるかと思っています。その中で重要になるのは、市民への情報提供であります。特に市民浴場を日常的に利用しているの方々にとっては、営業しているのか、休業なのかという情報は非常に重要であり、

迅速かつ分かりやすい周知が求められると考えられます。また、高齢者などインターネットやSNSだけでは情報取得が難しい方への配慮も必要ではないかと考えます。

そこで、源泉の湯量変動に伴う市民浴場の臨時休場が発生しているが、市民への周知体制について、今後どのように対応していくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 市民浴場の臨時休場に係る市民への周知体制につきましては、市ホームページ及び市公式SNSを活用し周知しております。また、市民浴場の建物入り口や駐車場入り口に臨時休場を示す看板を設置し、来場者へお知らせしております。あわせて、お問合せの電話への回答、市民浴場スタッフや市職員が建物入り口に待機して、来場者に対し休場となったことを直接お伝えするといった対応も行っております。

源泉の湯量低下は予測困難であることから、臨時休場を前もってお知らせできず、チラシによる周知というのは困難であります。そのため、即時性の高いホームページでありますとか、SNSによる周知が最も効果的であると考えております。そこで、スマートフォンやパソコンの操作方法に不安がある方については、電話でのお問合せに加えて、市ホームページや市公式SNSからの情報収集ができるように、操作方法、検索方法を周知するようなチラシを配布するなど、誰でも分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ありがとうございます。やはりどう考えてもこれぐらいしか周知方法はないのかなという感じはいたします。

高齢者のインターネットやSNSだけでの情報取得の困難さは感じておりますが、例えばですけども、登録制なんていうことで登録して

いただければ、そこにリアルに情報を発信してあげられるというような、そういう登録制なんかも設けてもいいのかなと思います。

というのも、やはりこれから質問させていただきましても、新しい源泉を掘削して実際再開するまで、かなりの期間を要するかと思います。そういうことを考えれば、今できること、そういった登録制、そういったものもぜひ検討していただければと思います。

また、現在の状況は担当課にとっても大きな負担となっているのではないかと感じております。湯量が不安定になるたびに源泉確認、営業判断、各方面への連絡、市民対応、営業再開までの都度の確認など多くの業務が発生しております。本来であれば、通常職務や市民サービス向上に向けるべき時間や労力が緊急対応に追われている状況とも言えるのではないのでしょうか。

そこで、新寒河江温泉源泉や市民浴場の所管課における事務負担増加についてどのように認識され、今後どのように対応されていくお考えなのかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 新寒河江温泉源泉や市民浴場の所管課における事務負担増加に対する認識と今後の対応について御質問いただきました。また、源泉の湯量低下や市民浴場の臨時休場など、昨年10月22日以降、緊急対応に当たった職員の事務負担に対しまして、御心配いただきまして誠にありがとうございます。

新寒河江温泉の源泉施設管理は財政課施設マネジメント推進室が、そして市民浴場の運営管理は市民生活課が所管しております。それぞれの施設の維持管理運営については、業務委託を実施しておりまして、現在の湯量は不安定な状態にあるため、湯量の増減に応じて適宜対応できるよう、委託事業者とは連携を密にしながら対応しているところであります。

新たな温泉源泉については、現在、掘削候補

地調査で掘削有望地があることが分かり、今後源泉掘削が完了し、くみ上げた温泉水が温浴施設で使えるようになるまでの間は、変動する揚湯量に応じて源泉の監視や配湯量の調整、市民浴場の休場対応等を継続して実施していく必要があります。

事務負担増への対応策といたしましては、新寒河江温泉の源泉管理については、揚湯量、井戸水位、温度が、日や時間によって変動することから、データ管理に注視する必要があります。これらのデータは、源泉施設に出向いて確認しなくとも、ウェブ上でいつでもどこでも監視することができるようにしておりまして、異常値が示された場合は、源泉施設管理の委託業者と連携しながら即時対応しております。

また、揚湯量の安定を図るため、揚湯ポンプの電圧調整や電源リセットについても、これまで施設に赴いて手動で実施してまいりましたが、時間に合わせてタイマーによる操作ができるようにしたことで負担軽減につながっております。

一方、市民浴場の維持管理運営については、市民への周知や問合せへの対応など、担当課での業務量が一時的に増加した場合であっても、課内職員での業務分担割り振りを見直すなど、特定の事務職員に事務負担が増加することのないよう、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

また、源泉の湯量低下で臨時休業となる場合等には、市民への周知を迅速に行う必要がありますが、スマートフォンを活用することで、場所を選ばず、市公式SNSに情報を発信することができますので、職員の負担軽減につながっております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** どうもありがとうございます。

ということで、先ほども申し上げたとおり、地震が起こるたびに、夜中2時、3時に地震が起きて、温泉大丈夫かななんて、そういったと

ころもこれから当分続くのかなと思うと、もう本当に担当課の方々には心からというふうに思っている次第でございます。

ということで、新しい源泉も含めて今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

市としては新たな源泉掘削も視野に検討を進めているとのことではありますが、現時点では市民に対して具体的な進捗や見通しが十分に示されていない状況であります。不安定な状態が長期化する可能性もあるからこそ、一定の見通しを示していく必要があるのではないかと考えます。また、新たな源泉確保は市民浴場だけではなく、今後の温泉供給全体にも関わる重要な問題であります。そこで、先ほどもちらっと市長のほうからも答弁ありましたが、新たな源泉掘削候補地の調査について、現時点での進捗状況をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 新温泉源泉掘削候補地調査の現時点での進捗状況に対する御質問であります。当該業務については、今年3月に委託契約を締結して業務を進めてまいりました。新寒河江温泉源泉及び現在配湯している温浴施設の設置場所を考慮しまして調査範囲を設定し、地形・地質調査、広域及び詳細なガンマ線スペクトル調査を実施したところ、複数の掘削有望地があることが分かりました。

場所の詳細については、これから掘削用地の確保に向けた交渉等もありますので控えさせていただきますが、用地確保や掘削工事に向けた手続について、関係機関等との調整を進めているところであります。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ということで、兆しが見えてきたということではありますが、次の質問がちょっと大きいかなと思うのですが、源泉掘削に向けた今後の手続の流れ、すなわち温泉審議会認可申請、そして我々の議会議決、あとは入札工

事等の流れ、それぞれ要する期間についてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 源泉掘削に向けた今後の手続の流れ、スケジュールについての御質問をいただきました。

このたび、新温泉源泉掘削候補地調査の結果から、複数の掘削有望地があることが分かりました。今後、その中から1か所に絞り込んで掘削用地を確保し、県への温泉掘削の許可申請、県環境審議会での審査とすることとなります。県環境審議会は、年3回、6月と10月と2月の開催であると同っております。審議会開催のタイミングに合わせて進めてまいります。

県環境審議会の審査で掘削工事が許可されるまでは、審査から2か月程度要するとされ、掘削許可後、掘削工事へと進んでまいります。掘削工事の工期は、現在の新寒河江温泉源泉と同規模であれば、六、七か月程度かかるものと考えております。

掘削工事が完了しますと、温泉をくみ上げるための揚湯ポンプの設置となりますが、ポンプの設置においても動力装置の設置のため、先ほど申しあげました県環境審議会での審査というものが必要となります。動力装置の設置が許可されてからポンプの設置、源泉管理施設の整備が完成したところで、ようやく温泉のくみ上げ、供給ができるようになります。

ただいま申しあげました手続や工程を勘案しますと、新たな温泉源泉が各温浴施設で使えるようになる時期については、最短でも2年後の令和10年12月頃となりますが、できる限りこの頃までには使用できるようにしていきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ということで、いろいろスケジュールを組んでみれば、やはり結局は2年程度かかるというところ。ただややもすれば、それ

が、今市長から答弁があったとおり、3か月延びて、半年延びてということも考えられると思います。そんなところでは、ぜひタイミングを逃すことなくということで、時には御英断もしていただいてということで、ぜひ進めていただければと思っております。

これまで申し上げたとおり、今回の問題は単なる設備トラブルではなく、市民浴場を含めた市の温泉事業全体に関わる重要な課題であると考えます。現在、市としても大変難しい対応を迫られている状況であることは理解しております。だからこそ、場当たり的な対応ではなく、今後見通しや方向性を市民へ丁寧を示していくことが重要ではないかと思えます。とにもかくにも、一日も早く安定した温泉事業の運営を願うばかりであります。

それでは、関連しまして、次に通告番号17番、市民浴場の持続可能な運営体制についてお伺いしたいと思います。

現在の市民浴場湯りさがえは、旧施設の老朽化に伴い、約3年前に移設新築された施設であります。その際、市は実施計画から建設工事、維持管理運営を一括して行う基本設計先行型DBO方式により、地元温泉協同組合、建設会社、設計事務所による事業グループを契約相手として整備を進め、建設後は維持管理運営業務を行う指定管理者として地元温泉協同組合を選定いたしました。

しかしながら、開業後、利用者数が想定ほど伸びず、さらには予想を上回る運営経費の増加も重なり、結果として2期連続で多額の赤字を計上する状況となりました。そして、最終的には指定管理者側から異例とも言える契約解除の申入れがなされ、市としてもそれを受けざるを得ない状況となったわけであります。

その際の報告でも、指定管理業者の財務状況の悪化、さらには団体の解散のおそれがあることなどから、市は指定の取消しを進めたものと

認識しております。もちろん経営悪化の背景には、近年の物価高騰やエネルギー価格高騰など、事業者努力だけではどうにもならない要素があったと思います。

しかし一方で、私は今回本当に問うべきなのは、この施設は今後も持続可能な形で運営していけるのかという点だと考えております。仮に管理者が替わったとしても、施設の収支構造そのものが改善されなければ、同じ問題が繰り返される可能性があるからであります。

それでは、まず初めに今回の指定管理者制度そのものについてお伺いしたいと思います。本市のホームページにおきましても、指定管理制度とは、民間事業者等が公の施設の管理運営を実施することで、民間経営の発想やノウハウを取り入れ、施設の効用を最大限に発揮させ、住民サービスの向上や行政コストの縮減などを図るものですと説明がなされております。ゆえに、本施設におきましても、設計、建設、維持管理運営を一体に担う形でスタートし、民間ノウハウを活用した効率的運営を期待していたものと思われま。

しかし、先ほども申し上げましたが、結果として開業から比較的短期間のうちに指定管理者側から契約解除の申入れがなされる事態となりました。これは単なる一事業者の経営問題としてだけではなく、市としての事業計画、収支見通し、指定管理制度の設計そのものについても検証が必要な状況でないかと考えます。特に当初の利用者想定や収支計画、さらには18年間という長期契約の妥当性についても改めて検証すべき点があるのではないのでしょうか。

そこで、指定管理者制度の見直しを踏まえ、今後の事業について、市としてどのような検証を行っているのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 齋藤市長。

○齋藤真朗市長 議員から御質問のありました事業計画や当初の利用者数の想定、長期収支計画、

長期契約の妥当性などについてであります、市民浴場湯りさがえの整備については、令和2年度に実施した寒河江市新市民浴場整備事業PFI事業導入可能性調査の結果を踏まえ、翌年度の令和3年度から新市民浴場整備等事業として、民間事業者が実施設計から建設工事、維持管理運営を一括して行う基本設計先行型DBO方式による整備手法を導入することで進めてまいりました。

また、維持管理運営に係る事業期間、指定管理期間ということになりますが、これについては、温浴施設としての維持管理運営の内容が長期的に大きく変わらないことや、建設後、大規模修繕が必要となるあたりの時期を考慮しまして、18年間としたということであります。

プロポーザル方式による事業者選定を実施して、優先交渉権者となった事業者グループとの間で18年間の維持管理運営に係る指定管理料はゼロ円とするという同グループからの提案内容が盛り込まれた基本契約を締結したところであります。

市民浴場が令和5年7月に移転開業して多くの皆様に利用していただきましたが、令和7年10月17日、開業後2年半において、毎年度の需要予測に掲げた1日当たりの平均利用者数が1,000人に達することができなかったことなどから負債が累積し、経営上の理由により、事業者グループから、令和8年3月31日をもって維持管理運営契約を解除したい旨の契約解除申出書の提出があったところです。

このことを受けまして、市では寒河江市新市民浴場整備等事業基本契約に基づき、同じ条件で現在の維持管理運営業務を担う後継企業を探索されるよう通知いたしました。その後、事業者グループから、後継企業を探索できなかった旨の回答があったところであります。

ところが、突然令和7年10月22日夕方を境に、源泉の湯量が減少また増減を繰り返すという状

況となりました。湯量の不安定な状況では、今後の経営計画を立てることは困難であり、指定管理者制度による維持管理運営を行うことは難しいと判断するに至ったところであります。

令和7年12月19日に、寒河江市新市民浴場整備等事業基本契約書第18条に基づき、事業者グループと基本契約を解約合意し、12月23日に寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条に基づき、指定管理者の指定の取消しを告示いたしました。

今後、市民浴場のような収益性が高い施設に係る指定管理者の選定を行う際には、応募事業者から提出される事業計画や収支計画について、これまで以上に慎重な審査を行う必要があると考えております。そのため、必要に応じて財務経営に関する専門的知見を有する方から意見を伺うなど、事業の継続性や収支見通しの妥当性を客観的に検証し、実現性の低い提案を行う者が選定されない仕組みをしっかりと構築してまいりたいと考えております。

なお、契約の期間につきましては、令和2年度の際は、毎年の業務内容に大きな変化がないこと、また施設の大規模改修等も当面必要でないことなどを勘案し、18年間と設定したところでありますが、基本設計先行型DBO方式による場合の設定について、今回の例を踏まえ、改めて精査する必要があるものと考えます。

また、指定管理者による運営事業の検証であります。指定管理者には年度ごとに事業報告書の提出を求め、指定管理者評価チェックシートを作成の上、指定管理者選定委員会において事業内容を検証しております。当初提出された長期収支予算とこれらの実績報告を比較しますと、やはり入場者数の見込みが過大であったこと、湯温の調整に要する水道水が想定より多量に必要となったこと、またこうした中で人件費が上昇したことが、主に当初計画と実績が大きく乖離する結果となった要因と捉えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ということで、しっかり検証していただいてということで、過ぎたことは戻すことはありませんので、逆に今後の運営体制、そういったところにしっかり目線を向けてほしいなと思うところで、次の質問です。

現在、市民浴場は市が管理主体となり、専門業者への業務委託という形で運営されております。しかし、本来であれば、市民浴場のような施設は、専門性や民間ノウハウを生かした指定管理制度による運営が望ましい形であるとも考えられます。

一方で、現在は源泉問題も抱えており、新たな指定管理者を募集するにしても、事業環境としては極めて難しい状況にあるとも承知しております。そのような中で、当面この現状が続くと思われる中、市と業務委託先がどのように連携し、安定運営を目指していくのが重要であると考えます。現在の管理者である市は、より正常な運営に向け、業務委託先とどのように連携を取っていくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 令和8年1月以降は、業務委託契約を締結し、仕様書に基づいた管理運営を受託事業者により行っていただいております。

令和8年度は、市民浴場管理運営業務について、契約額3,740万円を支払って委託しておりますが、ほかに光熱水費、清掃業務委託料など別途お支払いしている分と合わせますと、約9,300万円。一方で、市使用料収入を約6,300万円と見込んでおりますので、差引き3,000万円弱の負担ということで予算上は編成しているところであります。源泉の湯量が安定しない中で、やむを得ず臨時休場せざるを得ない状況などが経営安定の課題となっております。

こうした中で、収益性を保ち、財政負担をできるだけ減らしていくためには、いかに利用者

を逃さず確保していくのかということが重要であると考えます。今後、例えば経費削減や利用者の確保、情報発信の方法などに関するアイデアを受託者と話し合っ協力して取り組むなど、連携を進めていければなというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ぜひそういった形で進めていただければと思いますが、やはり料金設定はちょっと考えていただく必要があるのかなと思う次第であります。

市民浴場は、市民福祉や健康増進という公共的役割を持つ施設である一方、運営には当然コストがかかります。しかし、現在の入場者数であったり、いろんな経費、そういったことを勘案しますと、かなり厳しい収支構造が続くのではないかと感じます。現在、市民料金が250円、一般料金350円となっておりますが、市民サービスとして、できるだけ低料金で提供したいという考えは理解はできます。しかしながら、単に安いことが市民サービスなのではなく、やはり施設を将来にわたって維持していくことも市民サービスではないかと感じます。

そこで、現行の料金設定は適正であると考えなのか、また持続可能性の観点から見直しの余地はないのかをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 市民浴場としまして、湯りさがえは市民ファーストの施設、市民のための健康増進施設の位置づけでありまして、使用料の料金設定を極力低価格とすることとしております。市民への福利厚生のための必要な経費と捉えており、その趣旨からすれば適正な料金設定であると考えています。しかしながら、議員御指摘のとおり、このところの物価高騰や人件費の上昇などは、市民浴場湯りさがえの運営コストを大きく膨らませており、今後さらに増大していくおそれがあると考えます。

近隣自治体の状況を見ますと、河北町、西川町、朝日町、大江町の西村山郡内6施設及び天童市、中山町、山辺町の3施設における公衆浴場の使用料は300円から400円の範囲で設定されております。このうち、中山町の施設は令和7年10月1日から、そして河北町、山辺町の施設は令和8年4月1日から、350円から400円に値上げが行われております。いずれも人件費や光熱水費の高騰を主な理由としているということでもあります。

今後も長らく市民浴場湯りさがえを御利用いただけるよう、使用料の見直しを選択肢の一つとして、周辺施設の動向や物価の高騰などの状況を注視しながら、その時期も含めて検討してまいりたいと考えます。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ありがとうございます。

ということで、やはり市長の思いすごく伝わります。市民福祉や健康増進という公共的役割、そういったものを果たしていきたいという思いも伝わります。

ただ一方で、財政負担とのバランスというふうに考えると、現実的な議論が必要かとも考えます。このまま赤字構造が続いた場合、市の財政を逼迫させる懸念があると考えますが、今お答えいただいた部分もありますが、市として今後どのように認識していくつもりなのかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 市民浴場の運営に係る費用は、市民への福利厚生に係る必要な経費と認識しておりますけれども、先述のとおり、人件費、電気燃料等の光熱水費、消耗品等については、今後も上昇傾向が継続すると見込まれ、支出はある程度増加していくものと考えております。

一方、収入においては、令和8年度に入ってから源泉の湯量減少等による臨時休業が延べ8日間あったことから、収入のマイナス要因と

なっております。イベント等積極的なPRもしにくいことなどを踏まえ、短期間に大幅な利用人数の上昇を見込むというのは難しいものと考えます。

赤字構造の改善を図るために、使用料の値上げも選択肢の一つとなるところでありますが、料金設定と利用者数のバランスを考慮することも重要だと考えます。

今後も、施設の持続的な運営に必要な収益性の確保と市民の利用しやすさといった公共性のバランスを踏まえた料金設定の在り方について、受託者等の意見も聞きながら検討を続けてまいります。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** 心強い御答弁ありがとうございます。

ということで、最後の質問になりますが、今大分お答えをいただいたところでありますが、市民浴場はやはり単なる入浴施設ではなく、市民の健康増進や交流、さらには地域資源としての役割を持つ重要な施設であると考えております。だからこそ場当たりの対応ではなく、中長期的な視点に立った持続可能な運営方針が必要ではないかと思えます。

そこで、最後にお伺いします。中長期的な収支改善に向け、今御答弁いただいたところも踏まえ、具体的にどのような方策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 齋藤市長。

○**齋藤真朗市長** 収支改善の方策ということですが、ただいま申し上げたとおり、使用料の料金設定の見直しについて検討を進めていく必要があると考えております。

また、源泉湯量が不安定な状況では、今後の経営計画を立てることが困難なことから、現在は管理運営業務を委託しておりますが、源泉湯量の安定供給が見込まれるようになれば、民間のノウハウを生かした市内外でのPR活動、誘

客イベントを積極的に実施でき、利用者数の増加につなげることが期待できますので、指定管理者制度に移行することが望ましいと考えております。

市民の福利厚生が目的でありますので、赤字経営も覚悟して運営していかなければならないとは考えますが、持続的な運営を確保するためには、可能な限り収益を確保できるよう努めてまいりたいと考えます。

今後とも入場者数の確保、さらには増加を目指して、入浴施設の魅力向上や設備充実の取組など経営努力を図りつつ、利用者の満足度向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 児玉議員。

○**児玉 崇議員** ありがとうございます。

ということで、当面というか、現在は市が管理主体となって業務委託という形で運営されておりますが、本来、市民浴場のような施設は専門性や民間ノウハウを生かした指定管理制度による運営が基本であると、やはり私も思います。

しかし、現状では源泉問題という不安定要素もあり、新たな指定管理者を公募すること自体が難しい状況にもあると思われます。だからこそ今必要なのは、一方では新たな源泉確保による安定供給体制の整備、そしてもう一方では持続可能な運営モデルの再構築、この両輪を同時に進めていくことが重要であると考えます。

この質問が、市民の安心と今後の市の温泉事業の安定した継続、ひいては持続可能な施設運営につながることを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号18番について、15番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 今日最後の一般質問を、壮風会

の一員として行います。佐藤教育長の御答弁をどうかよろしくお願いします。

6月といえば、本市でさくらんぼ収穫の最盛期であり、またサッカーワールドカップの月間でもあります。農家の皆さんには、昨年と一昨年もあり芳しくなかった仕返しをしていただきたいものです。

通告18番、教育問題、(1)本市児童生徒の体力・運動能力の状況について伺います。

読売新聞の「なるほど!18歳成人 子どもの体力」は「コロナ禍前と比べ低下、外での運動制限や遊び場減少……小学校で走る取組も」だった。また、記事内文言では以下の内容が記されていた。全国の小学5年と中学2年の計182万人を対象にスポーツ庁が実施した2025年の全国体力・運動能力、運動習慣等調査(全国体力テスト)によれば、体育授業を除いた1週間の平均運動時間は、小学男子で522.7分、女子で365.2分と、いずれも2019年と比べて約30分減っていたと述べています。

そこで、本市内児童生徒の体力・運動能力の現況について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ただいま荒木議員からありましたように、毎年、全国の小学5年生と中学2年生を対象にした全国体力・運動能力、運動習慣等調査が行われておりまして、昨年度の調査結果は12月にスポーツ庁から公表されました。

この調査では、小学校では握力、上体起こし、長座体前屈、これは腰を下ろして足を伸ばした段階でどれくらい前に曲げられるかというのを測るものですが、そのほかに反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目を、中学校では同じように握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの9種目を実施しています。そして、種目ごと

10点満点の得点に換算して、体力・運動能力を総合的に判断しています。

令和7年度の寒河江市の状況を見ますと、小学校では、男子が50メートル走を除いた7種目で、女子は8種目全てで全国の平均を上回る結果となっています。

中学校では、9種目中、男子が、握力、長座体前屈、20メートルシャトルラン、立ち幅跳びの4種目で全国平均を上回ったものの、上体起こし、反復横跳び、持久走、50メートル走、ハンドボール投げの5種目で全国平均を下回り、全体としては全国平均と同程度の結果でした。

一方、女子では、握力、持久走、20メートルシャトルランの3種目で全国平均を上回ったものの、ほかの6種目で全国平均を下回り、全体としても全国平均を下回る結果となっています。

また、全ての種目を実施した際の合計点を基に、AからEの5段階で判定する総合評価につきましては、C評価以上の児童生徒の割合が小学校男子で約80%、小学校女子で約90%、中学校男子と女子が約70%となっています。全国平均と比べると、中学校女子以外では全国を上回る結果となっております。

このような結果を受けまして、寒河江市では中学校、特に女子の体力・運動能力の向上が課題であると捉えているところです。

体育の授業を除いた1週間の平均運動時間を見ますと、本市の小学校の男子と女子では、全国と同様にコロナ禍前の令和元年度と比べて約30分減っている状況でした。また、中学校では、全国的に見られる日常的に運動している生徒と体育の授業以外ではほとんど運動していない生徒のいわゆる二極化が本市でも見られまして、特に中学校の女子でその傾向が顕著なものとなっております。

このような状況を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上のためには、学校における体育の授業を一層充実させていくことが必要である

と考えております。

健やかな体を育むことは、生涯にわたる健康の基礎となり、活動的な生活を送るために不可欠なものです。第三次寒河江市教育振興計画においても、健やかな体を育む取組の推進のための具体的施策としまして、学校体育指導の充実を挙げているところですが、運動の目当てを明確にし、児童生徒が主体的に取り組む授業、運動の価値や楽しさが実感できる授業、適切な運動量を確保した授業などを各学校で推進し、学校体育指導の充実に努めていきたいと思っております。

また、各学校で体力・運動能力テストの結果を分析し、その結果に基づいて課題に応じた運動能力の向上を目指す1学校1取組というのを実施しております。例えば50メートル走の結果がよくなかった学校では、体育の授業の準備運動に毎時間ダッシュする活動を取り入れたりしています。こうした対策を引き続き推進し、さらなる体力・運動能力の向上を目指してまいりたいと思います。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 次に、(2)の本市内特別支援学級の整備状況について伺います。

毎日新聞ニュースクリップによると、2025年10月時点の文科省通達で、特別支援学校3,192教室不足が判明したとの由。また、2025年の特別支援校に通う幼稚部から高等部の児童生徒数は前年比3,742人増の15万5,172人とも言及しています。また、全国には2030年まで使用予定がない教室が7万あるとも指摘しています。

そこで、本市内特別支援学級の整備状況について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 近年、全国的に特別支援学級在籍の児童生徒が増えています。文部科学省の資料によれば、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、過去20年で4.3倍になっています。

その理由の一つに、特別支援教育の認識と理解が進んで、その有効性が社会的に知られるようになってきたことが挙げられます。一人一人の特性に応じた指導や支援を求める保護者の方々も増えておりまして、特に知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級で在籍児童生徒数が増加傾向にあります。

現在、寒河江市内において特別支援学級に在籍している児童生徒数は、小学生が105名、中学生が35名です。学級数では、知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級、病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級を含め、小学校が28学級、中学校が9学級となっています。5年前の令和3年度と比べますと、小学生で41名、中学生で9名増えております。

特別支援学級の教室の整備に関しましては、市内においてはどの小中学校でも特別支援学級に在籍する児童生徒が学習したり、生活したりするための教室が十分に確保されておりまして、学習環境が整備されております。また、特別支援学級を受け持つ教員も適正に配置されております。

県費負担の特別支援学級担任や加配教員に加え、本市独自で会計年度職員として任用している特別教育支援員を、在籍児童生徒が4名以上の特別支援学級に1名配置し、特別支援教育の充実を図っております。

今年度は特別教育支援員を昨年度の19名から23名に増員し、学級担任と複数体制で子供たちの支援に当たっていただいております。

今後も寒河江市では、特別な支援が必要な児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえ、どの子も社会的自立に向けた成長ができるよう、きめ細かな指導、支援を行ってまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** ほかの議員から言われたのですが、私にだけ何か丁寧な答弁していると言われ

たので、どうもありがとうございます。

多分、特別支援も体力向上も共通するところは私あると思っているのですが、何がいいかというと、農業新聞で紹介されていた三泉地区でのどろんこラグビーですね、あれがいいなと私はいつも思っているのです。

今のお子さんというか、児童生徒に何が足りないかという、冷暖房完備のところでみんな遊んでいて、外遊びをしないということが一番なのかなと私は思っています。便利な世の中になって、自然の中で遊ぶということが足りないというか、そういう感じが私はしています。

私が質問してからは、いろんなところを見ていたら、外遊びと食事の仕方ですね。うまいものから人間は食うのですが、野菜から取ると体にいいと書いてあった。

もう一つは、睡眠ですね。日本は資源小国のくせに、夜が非常に明るいというか、寝るときまで電気をつけて寝ている児童生徒がいるということを私聞きましたので、外遊びと食事の仕方、そして睡眠ですね、この3つをきちんと人間本来の形に戻すことが一番大事なのかなと思っています。

便利過ぎて、今脳みそが一番多いときより100グラム減っているのですよね。機器に囲まれてのうのうとした生活を送られることが、果たして人間にいいことなのかどうかと私は思っています。

ぜひ子供たちには、今公園を見ても、公園はいっぱいあるけれども、遊ぶ子供たちの姿が全然見えないというのはすごく残念だなと思っています。前も言いましたが、中部小学校では雨の日に泥んこで帰ると学校に文句が来るというのを紹介しました。私がいつも言っているのは、雨の日は泥んこで帰るのが当たり前というか、それが子供が一番活発な証拠だと思って、本当は感謝すべきことなのかもしれませんが、なぜか、洗濯機で洗濯することになったのに加えて、汚れ

て帰ってくると怒られるというか、学校に文句が来る。とんでもない話だと私は思っているのですが、泥んこ遊びするのが子供を丈夫にする第一なのかと私は思っています。

話がころっと変わって、特別支援教育が前よりもすごく充実するというのは、昔はそんな子供がいるのが当たり前だったり、そんな気にもしなかったのですが、医学が発達したおかげで、いろんな、ちょっと変わった子が発見されて、特別な対応を要するようになった。果たしてそれがいいことなのかどうか私分かりませんが、きめ細かい対応をしているということは確かに世の中進歩した証拠なのでしょうが、あまりにもきめ細かな対応が、果たしていいことなのかどうかという気がします。

体力向上も学校の授業だけで完結するというか、万全な体制を取るというのはすごく大変なことだと思いますし、特別支援教育だって、専門教育を受けた人が全部当たっているとも限らないので、そこら辺は難しいことなのかなと私は思っていますが、ぜひ先生方には頑張ってくださいなと思っています。

今回は何か厳選された、削られまくっての質問になりましたので誠に申し訳なかったのですが、けれども、今日は本当にありがとうございました。

質問を終わります。

散 会 午後2時02分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

